

令和5年第6回江北町議会（定例会）会議録						
招 集 年 月 日	令和5年12月8日					
招 集 場 所	江 北 町 議 場					
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議 散 会	令 和 5 年 12 月 12 日 午 前 9 時 00 分 令 和 5 年 12 月 12 日 午 後 2 時 42 分			議 長 井 上 敏 文	
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
	1	酒 井 明 子	○	6	土 渕 茂 勝	○
	2	古 賀 里 美	○	7	池 田 和 幸	○
	3	田 村 康	○	8	西 原 好 文	○
	4	江 頭 義 彦	○	9	田 中 宏 之	○
	5	三 苫 紀 美 子	○	10	井 上 敏 文	○
会議録署名議員	1 番	酒 井 明 子	2 番	古 賀 里 美	3 番	田 村 康
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔	○	地 域 振 興 課 長	宮 本 大 樹	○
	副 町 長	山 中 秀 夫	○	基 盤 整 備 課 長	大 島 浩 二	○
	教 育 長	吉 田 功	○	会 計 室 長	山 崎 久 年	○
	総務政策課長代理	小 野 政 己	○	こども教育課長	坂 元 弘 睦	○
	町民生活課長	吉 原 和 彦	○	学 校 づ くり 推 進 室 長 兼 国 ス ポ 推 進 室 長	本 村 健 一 郎	○
	健康福祉課長	一ノ瀬 和 義	○			
職務のため議場に出席 した者の職氏名	議会事務局長	武 富 和 隆				
	書 記	百 武 久 美 子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

議事日程表

▽令和5年12月12日

日程第1 一般質問

一 般 質 問 (令和5年12月定例会)

氏 名	件 名 (要 旨)
酒 井 明 子	1. 乳がん検診を40代から20代へ引き下げを求める 2. 産前・産後の支援について 3. 就学前健康診断について
古 賀 里 美	1. 子育て支援策の拡充について 2. 鳴江河畔公園の利活用について
田 村 康	1. ハイブリットラジコン草刈機のレンタルについて 2. アライグマ、イノシシ、マムシの対策は 3. 町民の要望

日程第2 議案第46号 江北町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

日程第3 議案第47号 江北町印鑑条例及び江北町手数料徴収条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第48号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第49号 江北町下水道事業の設置等に関する条例

日程第6 議案第50号 江北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第51号 令和5年度江北町一般会計補正予算(第6号)

日程第8 議案第52号 令和5年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

日程第9 議案第53号 令和5年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第10 議案第54号 令和5年度江北町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

午前9時 開議

○井上敏文議長

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和5年第6回江北町議会定例会会期5日目は成立いたしましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会期の日程により、本日は一般質問に引き続き、総括審議、委員会付託となっております。

本日はモアノートを使用しますので、モアノートを選択していただき、各自のパスワードを入力していただいたら、12月定例会をお開きください。

日程第1 一般質問

○井上敏文議長

日程第1. 一般質問となっておりますので、会期4日目に引き続き、質問表の順序に従い発言を許可いたします。1番酒井明子君、御登壇願います。

○酒井明子議員

おはようございます。1番酒井明子、一般質問をさせていただきます。

子供が人間らしく幸せに生きられ、健康に成長するために必要なことは、世界のどこに生まれても同じです。それを子供の権利と呼びます。1994年、日本が条約を批准してから、国連子どもの権利委員会は、日本に子供の権利に関する法律がないことが問題だと何度も指摘をしてきました。批准から29年たった2023年、今年4月1日ようやくこども基本法が施行されました。私たちは今やっとスタート地点に立ったばかりと言えます。

子供の幸せは、大人が幸せで健康でなければ成り立ちません。今回、自分自身が体調を崩し、病床で多くのことを考えました。今回の3つの質問は、本来ならば一般質問で1つずつ丁寧にも思いましたが、子供たちのために、今、母親として、また、将来の母親になる方々の3つの困り事をこのタイミングでどうしても今真剣に考えていただきたく、質問いたします。

1、乳がん検診を40代から20代へ引下げを求めます。

日本の医療保険制度の下では、提供される医療サービスは診断と治療にほぼ限定されており、予防や維持期へのサポートはほとんど整備されていないのが現状です。実際に予防医学へは医療費全体の数%程度しか使われていません。今回、20代後半の方から、広報「こうぼく」、(現物を示す)こちらの11月号を見て、私が病床で見えておりましたら、もともと見ておりました20代後半の方、そもそも、もともとと思っていたことなんですけれどもとおっ

しゃって、私は20代後半なんですけど、何で乳がん検診は40代からなんですかって、検診を受けるには実費なんですとおっしゃいました。調べたところ、ある医療機関では、視触診プラスマンモグラフィー7,020円、視触診プラスエコー7,020円と高額なところもありますが、自己負担がマンモグラフィーは5千円前後、エコーは3,500円前後、両方受診した場合は1万円前後、視触診やその他ケアを含めて1万5千円から2万円になる医療機関もありました。

子宮頸がんに関しては、罹患率は20代後半で急激に上がり、がんにかかる確率は2人に1人、罹患数は1万人、死亡数は2,900人。現在、町では子宮がんに関して20歳以上の女性が1千円で検診が受けられます。乳がんも罹患率は20代後半で急激に上がり、がんにかかる確率は9人に1人。

では、1つ目の質問になります。乳がんの罹患数と死亡数、また、女性のがんの死亡理由で乳がんの順位、また、県内の乳がんの検診の対応状況、受診対象年齢などをお答え願います。

○井上敏文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（一ノ瀬和義）

おはようございます。ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず、生涯がん罹患率として、男性が65.5%、女性が51.2%と統計では出ております。男女とも2人に1人が何らかのがんに罹患すると言われております。

2019年の乳がんの罹患者数としては9万7,812人、これは一部男性の方も含んでおります。佐賀県においては615人、同じく死亡者数については、全国で1万4,839人、佐賀県では96人となっております。

女性のがんの死亡理由で乳がんによる死亡の順位としましては、2019年の統計で5位という形になっております。

あと、年齢別乳がん罹患率の推移としましては、主に45歳から54歳の罹患率が高く、45歳以上はおおむね増加傾向にあるとされています。県内の検診対応としましては、19の市町が40歳以上を対象とされております。1町のほうで20歳以上を対象として、検査としては問診とエコー検査を実施されております。江北町においても40歳以上を対象として、マンモグラフィーと問診の検査を行っております。

以上です。

○井上敏文議長

1 番酒井君。

○酒井明子議員

ありがとうございました。

このまま画面を見ていただきたいと思います。

(パワーポイントを使用) 先ほど江北町の広報「こうほく」11月号を見ていただくと、乳がんのほうは40歳以上で1千円、子宮がんのほうは20歳以上で1千円になっております。

こちらが部位別がん死亡数になりますが、先ほどおっしゃったように、乳がんの全体としては5位になっております。

こちらを見ていただくと、若い方がとにかく多いんですね。大腸がん、胃がん、肺がんについては65歳以上の方のほうが多く、85歳に向けて極端に上がります。でも、乳がんに関しては20代後半から極端に上がって、山を見ていただくと分かるように、若い方に乳がんが多いというのがよく分かると思います。

こちらを見ていただくと、こちらは年齢階級別乳がん罹患率のほうになります。年々上がっていています。

ここには表はないんですけども、乳がんの年次推移というのがありまして、罹患率が右肩上がりです。どんどん増えておりまして、1985年、3万人から極端に上がり、今年には10万人で、今や断トツトップの罹患率。30代、先ほどおっしゃいましたが、全体からすると5位なんですけれども、若い方の罹患率としては一番トップなんですね。ほかの病気に関しては、胃がんや肝臓がんや膵臓がんは横ばいになっております。この乳がんだけが突出して右肩上がりに増えているという状況で、今や乳がんになる時代となってきたと言っても過言じゃないと思います。ほかの病気については6万人ぐらいですね。ちなみに、子宮がんに関しては2万人です。2万人という数字で、1千円で今江北では受けられているという比較を覚えていただきたいと思います。

あと、死亡数、こちら先ほど言っていたように、こちらは国立がん研究センター情報サービスの全国の数字を見せていただいているんですけども、先ほどおっしゃったように1万4,779人になっておりますが、男性を含みます。子宮頸部がんと比べていただきたいのが、同じ20歳後半から罹患率が上がるのに、死亡数としては乳がんが断トツ高いんですね。数字を見ていただくと分かるように。

こちらと比べていただくと、がん罹患数の順位になります。順位としては、女性の中では断トツ1位になります。がんの死亡数に関しては、こちらは4位。先ほど5位とおっしゃいましたが、この統計では2021年では4位でした。

何を言いたいかと申しますと、若年層がんは、特に29歳以下では30歳以上よりもステージ3以上の進行がんが多いんです。ステージ3といいますと、皆さんにはなかなか分かりづらいかもしれませんが、5センチ以下で、例えば、腋窩リンパ節とかに転移があったり、あと、大きさにかかわらず、しこりが固定してしまうんですね。炎症性乳がんも含まれます。あと、腋窩リンパ節や胸骨リンパ部のほうに転移があって、あと、皮膚からがんが出るような状況になると。若い方たちは進行が早いので、とにかく大変な状況になります。

それを踏まえて、あと、マンモグラフィー、エコーについてですが、マンモグラフィーは石灰化病変を発見しやすいという利点があり、エコーは小さい腫瘍性病変を発見しやすいというそれぞれの特徴がありまして、どちらも検査は一長一短で、基本的には全国的にマンモグラフィーを検診では行われています。

推奨されているのは、先ほどおっしゃったように、ほかの市町でされているようなマンモグラフィーとエコーの併用法というのが一番正確に乳がんの診断がしやすいと言われてます。可能性が高く診断できると言われています。ただ、エコーをするにはお金がかかるということでした。本来は町のほうに両方していただきたいという気持ちがあるんですけども、今回、20歳に下げてくださいという気持ちを20代の方から言われて調べたときに、町がお金をかけずに、どうやったら検査がよりスムーズに行くのかと考えたら、20代に下げてくださいというのが一番スムーズなのかなと思ひまして、考えました。

あと、先ほど佐賀県の数字をおっしゃったんですけども、罹患率、私が調べたがんポータルさが、がん情報サイトの上では乳がんが1位でした。あと、例えばなんですけど、放射線被曝のこともマンモグラフィーではかなり気になさっている方が多いんですけども、1回の撮影で乳房が受ける放射線の値は0.05ミリシーベルトとなります。これが検診で受けられている胸部写真と同じ0.05ミリシーベルトになります。なので、物すごくハードルが高い、マンモグラフィーは放射線被曝がひどいと考えていらっしゃる方が多いかと思ひますけれども、普通に胸の写真と同じなんですね。あと、私たちが1年間に受ける自然被曝というのがありまして、自然的に日常的に一般的に2.4ミリシーベルトとなっています。食べ物に関しては内部被曝になりますけど、これまで言ったことは外部被曝。テレビやスマホもそうです

けど、外部被曝ですね。内部被曝になりますと、食べ物になりましたら0.02ミリシーベルトになります。たばこを吸っていらっしゃる方、一応念のため、雑学になりますけれども、1日1箱吸われる方になりましたら、よくお聞きください。53ミリシーベルトになります。

死亡数でいくと、30歳から64歳の年代で乳がんが女性の中で死亡数が1位となっている。乳がんは、がんの中でも若い方が罹患する割合が高く、あと、家族や親族にがんがあった場合、かかった方がいる場合、必ず20代の方は検診を受けてくださいということを必ず病院では言っていると思います。

それを踏まえ、よかったら、2つ目の質問になります。今現在、江北町では40歳以上で2年に1回、1千円でマンモグラフィーが受けられます。今後、早期発見のためにも、全国的には実施されておられません、各市町であるところもあるということで、できれば20歳以上へ引下げが妥当かと考えられます。江北町ではどのように対応されるのかをお答え願います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

おはようございます。酒井議員からは健康に関して今回御質問をいただきました。以前は3K職場とかいう言い方があって、きつい、汚い、怖いとか、Kというのはあんまりいい意味で使われていないんですけれども、私は新しい3Kというかな、これからの新しい時代で我々行政として必要な分野というのは3Kだなと思っています。

1つには、昨日からお話があった教育、それともう一つは、やっぱり環境ですよ。我々も世界の一員ということでありまして。もう一つが、やはり健康だというふうに思います。ですから、今まではどちらかというと、ハード、道路を整備するとか、何か大きな華やかなことをやるみたいなことが役所の中で花形とそれこそ言われていた時代もありましたけれども、これからはそうじゃなくて、教育とか環境とか健康とか、ある意味、半ばというか、ある意味、地味に見えるところこそ、我々自治体の腕の見せどころなんじゃないかというふうに思っております。

そういう中で、今回、乳がん検診について御質問いただきましたけれども、今回の御質問のきっかけが、広報を御覧になられた町民の方が40歳未満でも検診がなぜ受けられないのかという御質問が基になったということでありました。先ほど健康福祉課長から少しデータをお示ししましたけれども、できれば一般質問を待たずとも、そうしたことについては多分担

当課でもお答えができるんだらうというふうに思います。その上で、じゃ、こういうのがい
いんじゃないかというようなことで御提案をいただく質問をいただければ、さらに充実した
議論ができるんじゃないかなと、大変僭越ながら思います。

先ほど言ったように、健康というのはこれからの大切な分野の一つだと私自身も認識をし
ておりますし、これまでも健康分野については、ほかの市町に先駆けて取組をしているもの
もいろいろあります。健康診断の受診率向上のために、今ははやりですけれども、その前か
ら、例えば、AIを活用するとか、こういうのもやったりしておりますし、今回のがん検診
についても、決してほかの市町に遅れを取るつもりはさらさらありませんし、やっぱり町と
して必要であると、実施すべしということであれば、当然、実施についてはちゅうちょしな
いつもりでおります。

酒井議員も資格をお持ちですけれども、我々役場にも、ありがたいことに保健師が複数名
在籍をしてくれていて、日夜、町民の健康維持のために働いてくれていますし、大変私も知
らないことが多いものですから、保健師といろいろ協議をするというのは私自身も大変ため
になっておりますし、いろんな気づきがあります。今回についても、乳がん検診について少
し保健師のほうでまとめてくれました。先ほど健康福祉課長が言っていない部分も含めて少
し説明させてもらいますと、先ほど罹患率の年代のことを言われましたけれども、先ほど1
位になっていたり5位になっていたりと、多分統計で違うんだと思います。多分1位のを
御覧になって、これは大変だと、1位なのにとということがあられたと思いますけれども、別
の統計では5位ということもあるようであります。

乳がんの罹患者の年代別でいきますと、年齢別乳がん罹患率の推移としては45歳から54歳
の罹患率が高く、45歳以上ではおおむね増加傾向にあるというふうなことになっておるそう
であります。

それともう一つ、現在、江北町が実施している隔年で40代以上というのは、当てずっぽう
にやっているわけではなくて、厚生労働省の指針が出されておまして、その中で40歳以上
を対象とし、隔年受診、検査内容としてはマンモグラフィー、問診というのが厚生労働省の
指針になっておるとのことだそうです。

ここから先は、がん検診のメリットとデメリットということで、うちの保健師がまとめて
くれたので少し御説明をさせていただきます。

まず、メリットとしては、当然ではありますけれども、がん検診については早期発見、早

期治療を行うことで、身体的負担と精神的負担及び生活の質が違ってくると言われております。もちろんですね。先ほど御提案のあったエコー検査は、乳腺の影響を受けないため、乳腺濃度の高い若い人に適した検査方法であるということだそうです。

一方で、デメリットとしては、マンモグラフィーでは早期がんの指標である乳管内微小石灰化の診断には有効でもあるが、若い世代は乳腺濃度が高く、乳腺も腫瘍も白く写ることから、乳腺内腫瘍の発見が難しく、偽陽性と診断された場合に精密検査を行うこととなります。乳がんであるかの確定をするためには、疑いのある部位の細胞を採取する必要があり、採取時の痛みと結果が出るまでの身体的ストレスを受けることとなります。エコー検査は乳腺の影響を受けないため、乳腺濃度の高い若い人に適した検査方法とされていますが、これには検査の精度管理が重要とされており、がん検診のあり方に関する検討会においては、超音波検査による乳がん検診の有効性を検証する比較試験が実施された結果、下記のとおりとされていますと。今のところですね。検査方法として、マンモグラフィーは精度管理が確立されているが、エコー検査は確立されていない。現状では、有効性、死亡率減少効果が証明されているのはマンモグラフィーのみであると。高濃度乳房が多いアジア人及び若年層ではマンモグラフィーの精度が低い。エコー検査による乳がん検診が標準化されていなく、死亡率減少効果が今のところ検証されていないということだそうです。まして、決して我々は今回の御提案を否定的に捉えているわけではありませんけれども、先ほどありましたとおり、20市町のうち19市町が我々江北町と同じようなやり方をやっているということは、それなりの理由というかな、合理性が当然あるんだろうというふうに思います。ただ、先ほど申し上げましたように、ほかの市町並みにしかやらないなんていうつもりはさらさらありませんから、今回の御提案をきっかけに、そうした医学的な知見も含めて、ぜひ内部で検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○井上敏文議長

1 番酒井君。

○酒井明子議員

ありがとうございました。

先ほどのおっしゃっていることも、ごもっともです。ですが、先ほどおっしゃったように、基本的にマンモグラフィーが可能性が高く、診断に有効です。ただ、乳腺の濃度は人によっ

て、薄い方もいらっしゃれば、極めて高濃度な方もいらっしゃる。バリエーションに本当に富んでおりますので、高濃度になるほど病変が隠れやすく、高濃度でなくても病変が隠れるケースもあるということで、どちらも併用が一番診断には有効なんですね。なので、本来ならば、町にお金があれば、あと、健康診断の今されているところのエコー検査のほうが可能ということであれば両方していただくのが一番いいんですが、例えば、その枠を、選択肢を広げていただきたいんです。20代後半でマンモグラフィーを検診で受けれるようにしていただければ、その費用が7千円とか5千円とかからずに、まずは1千円で受けられて、引っかければエコー検査に病院に行くという段階を踏める。

あと、できれば江北町の検診のときに、たしか1日に最高55名まで検診が受けられたと思うんですけども、今、江北町のほうで受けられている数が分かればお答え願います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（一ノ瀬和義）

質問にお答えします。

令和2年度ですが、集団検診のほうの受診者が233名受診をされております。そのうち14名の方が要精密検査となっております。また、そのうち12名の方が検診を受けられて、がんと診断された方は今のところいらっしゃいません。

以上です。

○井上敏文議長

1番酒井君。

○酒井明子議員

ありがとうございます。

今聞きましたのは、できれば枠があるかを知りたかったんですね。申し訳ないです。40代以上で受けられていると思いますけれども、1日に55名受けることができるということで、そこでまだ受けることができる枠があるかを知りたかったんですけども、それは分からないでしょうか。

○井上敏文議長

健康福祉課長。

○健康福祉課長（一ノ瀬和義）

今、55名以下で推移をしておりますので、受ける枠としてはまだあると思います。

○井上敏文議長

1 番酒井君。

○酒井明子議員

まだ枠があるということで、できれば40代以上の方で55名の枠がまだしっかりあるのでしたら、2年に1回の検診です。2年に1回の検診ですので、20歳以上の方も受けられるようにしていただければ、その枠内に入れていただくことは可能なんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほど担当課長のほうから空きがあるというのは、55名に満たないことがあるということで、例えば、55名のうち10名しか受けておられなくて、40名空いているということが日常的であれば、今おっしゃったようなことも考えられるのかなというふうには思いましたが、今、実際どのくらい、55名で54名受診されて、1名空いたから29歳以下の方全員ということにはならないので、空いているからということではなくて、必要であれば空きはつくってでもせんといかんというふうに思っています。

1つ誤解なきよう申し上げたいんですが、乳がん検診はマンモグラフィー検査しかするななんて言っているつもりは全くありませんから。そういうことを言っているわけではありませんし、乳がん検診は40歳以上にならんぎんたすんと言っているつもりはさらさらありませんので、当然、皆さん受診はできるわけですよ。ただ、町として助成といいましょうか、負担をするということであれば、先ほどから申し上げたような一定の医学的知見であるとか、もちろん財政状況もありますが、財政状況を持ち出すつもりはあまりないので。そしてまた、ほかのいろんな健康分野の、例えば、ほかの町でいえば、今、带状疱疹のワクチンの補助をしたりしております。そういうことも内部では検討しているものですから、そういうことの中で、今回の御提案を機に、しっかり検討させていただきたいというふうに申し上げた次第であります。

以上であります。

○井上敏文議長

1 番酒井君。

○酒井明子議員

ぜひしっかり御検討いただきまして、20代の方たち、本当に病院に真っすぐ行くというのはハードルが高かったりとか、あと、金額面、やはり20代の方にとって病院で1万円とか2万円とか払うというのは大きい金額ですので、できれば町として、新しくこの町に住み移ってくださった方たちのお声になりますので、ぜひ御検討のほうをよろしく願いいたします。

○井上敏文議長

次に行ってください。1 番酒井君。

○酒井明子議員

では、次の産前産後の支援について。

近年、核家族化、晩婚化、若年妊娠などによって、産前産後の身体的、精神的に不安定な時期に家族などの助けが十分に得られず、不安や孤立感を抱いたり、鬱状態の中で育児を行っている母親が少なからず存在している状況にあります。

そんな中、江北町に移住して見えたママたちからの困り事。江北町は65歳以上の方への支援はあるけど、産前産後の支援がなかもんね、佐賀市内から呼ぶわけにもいかんもんね、支援があつたらもっと住みやすか町になつとにねという声がありました。調べたところ、民間の支援はあるものの、江北町へそのまちお助けサポーター、へそサポのようなごみ捨てや、あと、社協さんのもやもんさんみたいな買物、あと、食事支度などの産前産後の支援がありません。

前回、一般質問させていただいた移動販売も買物支援につながり、移住者とのコミュニティーの場として、孤独にならず、必要不可欠なものと考えております。

それから、関東やその他では当たり前のようにある産後ケア支援施設の存在すら知らない方が多く、産前産後の心身ともに安らげる支援施設を今ある建物を生かしたりして建設ができたなら、住みよい、移り住みたい、住み続けたい町になると思います。

1つ目の質問です。産前産後支援のためにも、まずは現在推進されているへそのまちお助けサポーター、へそサポの支援内容の説明をお願いします。これは前回もさせていただきましたが、重ねて町の方にも知っていただきたいので、ぜひ詳しくお願いいたします。

○井上敏文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（一ノ瀬和義）

酒井議員の質問にお答えします。

へそのまちお助けサポーターについては、令和2年度に高齢者を地域で支える住民主体の取組として組織され、活動を開始されております。

現在の対象者は、江北町在住で65歳以上の支援が必要な方へ専門性、緊急性がない支援として、できる人ができるときにを基本に、日常の困り事のお手伝いを行われております。

支援内容としては、買物、草抜き、ごみ出し等を行っており、買物については200円、草抜き200円、ごみ出し100円ということでされております。草抜きについては、玄関周りなど出入りに支障がない程度の作業というふうなことでなっております。買物については、サポーター2名が訪問し、買物リストとお金を預かってスーパーなどで購入をしております。ごみ出しについては、サポーターが分別されたごみを出すというような形で、へそサポについては、専門性、緊急性のない支援で、地域を支える活動ということで、現在35名の方が登録されて活動をされております。

以上です。

○井上敏文議長

1 番酒井君。

○酒井明子議員

ありがとうございました。

そうなんですよね。65歳以上なんです。私も先日、へそサポのメンバーに入りました。とても内容の濃い講義を5回に分けて皆さん受けられておまして、素晴らしい内容だと思います。ぜひ町の中でも、このへそサポが広がっていくことももちろん願っております。今後、私も取り組んでいきたいと思っております。

その中で、産前産後のそのようなことが町にはないのですが、高齢化率が全国的にも30%を超えている中、隣町の大町町は39.88%と聞きました。でも、江北町の高齢化率は近隣に比べると緩やかで、28.66%ととっても元気な町であることが理解できました。

その中で、2つ目の質問です。これは大変申し訳ありません。私がへそサポの講義を受ける前にこれを提出させていただきましたので、へそサポを産前産後の支援まで対象とするように検討してほしいが可能ですかという質問をさせていただいていますが、これは可能ではないというのが自分でも理解できております。なので、3つ目の質問に行きます。

産後ケア事業を行う施設、産後ケアセンターを設け、町からの働きかけを求めたいのですが、町の考えはいかがでしょうか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（一ノ瀬和義）

酒井議員の御質問にお答えします。

厚生労働省が示している産後ケア事業ガイドラインでは、市町が分娩施設退院後から一定の期間、病院、診療所、助産所、自治体が設置する場所、または対象者の居宅において、助産師等の看護職が中心となり、母子に対して、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母子自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができることを目的とされております。

具体的には母子の身体的な回復のための支援、授乳の指導及び乳房のケア、母親の話を傾聴する等の心理的支援、新生児及び乳児の状況に応じた具体的な育児指導、家族等の身近な支援者との関係調整などがあります。

また、産後ケア事業は短期入所型、通所型と居宅訪問型の3種類があり、従事者として助産婦、保健師、看護師を1名以上置くこととなっております。特に、出産後4か月頃までの時期は専門的ケアを行うことから、原則、助産師を中心とした実施体制での対応が求められています。

現在、県内においては、日中型、訪問型、宿泊型に取り組まれている民間事業者や取組を開始した自治体もあるようですが、医療専門職の人材確保や受入れ施設、財政負担等もあり、町単独での実施は難しい状況だと思っております。

○井上敏文議長

1 番酒井君。

○酒井明子議員

お答えありがとうございました。

人材確保が難しいということで、母子保健法の一部改正の法律のことを調べてみたんですけども、厚生労働省子ども家庭局母子保健課のほうで、これまで実施要綱上、産後ケア事業の実施に当たっては、原則として褥婦及び新生児に対する保健指導及び授乳指導並びに褥婦に対する療養上の世話をを行い、その他のサービスは必要に応じて行うこととされています。

母子保健法の一部を改正する法律が施行されたことに伴って、市町に産後ケア事業の実施に係る努力義務があること、産後ケア事業を管理する者を置くこと、産後ケア事業の対象者を出産後1年を経過しない女子及び乳児等であって、産後に心身の不調、または育児不安などがある者や、そのほか特に支援が必要と認められる者とする、サービスの提供については、出産後1年を経過しない女子及び乳児などの心身状態に応じた保健指導、療養に伴う世話、または育児に関する指導、相談その他の援助を実施することとなっています。

少子化社会対策大綱において、令和2年5月閣議決定しておりまして、産後ケア事業を2024年度末までに全国展開することとしているということが調べたときに出てきました。全国展開ということですので、ぜひ町でも力を入れていただいて、指導だけではなく、町にそういう施設がありましたら、かなりの数の方たちが移り住んで見えていて、せっかく見えている方たちのお声ですので、ぜひ産後ケア事業に力を入れていただいて、町の働きかけを求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

現在、国のほうでは、御存じのとおり、異次元の子育て支援ということで様々な施策を打ち出しておられます。異次元かどうかの評価は別として、当然、我が町においても遅れを取らず、そうしたことにも対応させていただいておりますし、その中では、やっぱり産前産後を通じた支援ということが打ち上げられております。それは経済的な支援だけではなくてですね。御存じのとおり、経済的な支援については既に措置をしているところでありますし、それにとどまらず、産前産後を通じたそうした支援ということは我が町でも今取組を始めているところであります。

恐らく産後ケアセンターといったら、もちろん当事者の方はよく御存じなんだと思いますけれども、住民の皆さんを含めて、ああ、ああいう施設ねという理解がまだなかなか進んでいないのではないのかなというふうに思いますし、例えば、ほかの町から移ってきたけど、江北町は産後ケアセンターもなかとというほど普及している施設ではないというふうに理解をしています。

私なりの理解でいえば、それこそ実際出産をされた医療機関であるとか助産院がそうした産後ケア事業というものを実施しておられるということですし、特に、都市部においてはそ

うした産後ケアセンターなるものが開設をされているというふうに聞いております。よくあるのが、やっぱり自分が出産でお世話になったところなので、自分の体のことも子供のこともよく御存じだから、その延長じゃないんですけどね、恐らくその中で多分産後ケアということも捉えておられる方が多いんじゃないかなというふうに思います。それこそ子供の病児保育なんか、保育所一体型と病院併設型と両方あるんですけど、やっぱりふだんかかりつけでいつもお世話になっている小児科の先生のところで病児保育もお願いしたいと。いつもは何も行かないのに、そのときだけということになかなかならないという話を聞いたことがあるものですから、今回これも御提案をいただきましたから、産後ケアセンターについても、しっかり我々も勉強させていただきたいというふうに思います。

先ほどへそサポについて、実際会員として加入をされて、無理だということが分かったとおっしゃったんですけど、酒井議員としては何か諦めが早くいらっしゃるんじゃないかなと思いました。というのは、もちろんへそサポというのは、例えば、介護支援といいたいまいしょうか、そうした高齢者の支援という事業がもともとあって、そういう一定予算も使ってやらせていただいていますし、当然それを前提に会員の方がされていらっしゃるんですけども、それはそういう事業ベースで見たらそうなんですけど、じゃ、また第2へそサポみたいなものをわざわざつくるのかということであれば、自分はどちらかという、あまりそういう縦割りというか、事業で見ないものですから。そして、せっかく会員になられたのであれば、町が高齢者だけじゃなくしますということはなかなか難しいかもしれませんが、ぜひそういう内部的なまさに議論というか、していただいてもいいんじゃないかなというふうに思います。

それと、さっきおっしゃったのは、大町とかは高齢化率が高いけど、江北町はそこまでまだないので、高齢者だけじゃなくて、子育て世帯のほうにもという趣旨で言われたと思いますけど、私はちょっとそれは違うというふうに思います。何でかという、サポートを受ける方はもちろん今のところ高齢者ですけど、多分サポートしていただいている方も高齢者の方が多いですか。（発言する者あり）違うなら、ぜひ後で教えてください。私はそういうふうに聞こえたものですから、年齢に関係なく、やはり助け合いの体制を町としてどうつくっていくかというふうに考えた場合、残念ながらいろいろ補助をもらったり、いろんな国の事業に位置づけをしているものですから、その位置づけというのは必要ですけど、ただ、それはそれとして、町としてはわざわざ別にということよりは、そういうことがすぐにはできるわけではないですけども、やはり試行をしていくということが大事なんじゃない

かなというふうに思います。

へそサポがスタートをして、それこそ健康福祉課の職員が熱心に取り組んでくれて、本当に江北町のそういう助け合いの、言ってみれば事業といいたいでしょうか、組織を担ってもらえるところまで来たもんですから、やはりそういうことをベースに、いろんなことを考えるということが私はいいんじゃないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○井上敏文議長

1 番酒井君。

○酒井明子議員

ありがとうございました。

町長がおっしゃったのは、私がちょっと言葉足らずだったと思うので、高齢者の方の割合が低いからといって、先ほどおっしゃったのはちょっとニュアンスが違いまして、うちの母もそうでしたけど、80代で90代の方を老老介護しておりました。なので、それぐらい元気な高齢者の方が多いという意味で言ったつもりでした。すみません。

なので、本当に昔は60代でもおばあちゃんと呼んでいた時代、私が子供の頃ですね、隣のおばあちゃんは60代でもおばあちゃんと呼んでいたなど。今の60代の方におばあちゃんなんて、とてもじゃないけど呼ぶことはできません。皆さん若いです。なので、元気な方でそうやってへそサポに入られて、お助けサポーターとして支えられる側ではなく、支える側として大変貢献をされている中、私もその中に入りまして、それがよく分かりましたので、とにかく広げる。そのへそサポのことを江北町の方に知っていただくという立場でいようという気持ちでまずは入りました。そういう人も増えてほしいと思って、入っております。

先ほど町長がおっしゃったように、諦めずに、では、へそサポが事業としての中身だけではなく、広がっていきけるのであれば、ぜひそうしていきたいと思っておりますし、皆さんと共に話合いの場、対話の場を持ちたいと思っております。

それはそれで、ケア事業を行うケアセンターというのも、確立された、出来上がったものではなくて、例えば、古い建物でもいいんですよ。人さえいれば、場所というのは何とかあると思うんです、お金をかけずに。なので、ゆっくりおばあちゃんちに和みに来たような場所でも構いませんし、看護師や助産師、そういう方たちが確保できるようであれば、そういう場所で産後の方たちが憩えるような場所を設定するような方向性というのは考えにくい

しょうか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

ですので、先ほど申し上げたように、江北町にはそれこそ産婦人科も実際開院をさせていただいておりますし、私なんか考えるには、やはり出産の前からずっと見ていただいている流れの中で捉えたほうが、もちろん資格があって、保健師、看護師、助産師がいればということですけど、やっぱり資格だけじゃなくて、その人がどういう人かとかいうことは結構大事なんじゃないかなと。場所だけあればいいということですけど、今はどこも産婦人科は物すごく施設がきれいですよね。だから、やっぱりそういうことも含めて、恐らく安心につながるんじゃないかなというふうに思います。

ちょっと恥ずかしい話、去年の年末、私、差し歯が取れたんですよ。そうすると、年末はいつも行っている歯医者さんが開いていない。ところが、ここが隙っ歯で、ちょっとこれで新年の挨拶されんなどと思って、県立病院の時間外の歯科があるんですよね。そこに行ったのはよかったんですけど、当然知らない人だし、自分の歯のこともよく御存じないもんだから、とにかく取れんごただけはしておきますから、あとすぐまたいつものかかりつけに行ってくださいとあって、何か接着剤のごたつとでぐっぐぐとされて。取れはしませんでしたけどね。だから、そのとき、ははあんと思ったんですよ。よくかかりつけ医とか言いますが、いつも自分が行っている、自分のことをよく知ってくれているというのは物すごく大きいなというふうに思います。なので、私はどちらかというと、そういう医療機関との連携みたいなことはあるかなと思ってですね。それこそ町内にも産科がありますから、ぜひそうしたことのアドバイスもお聞きしたいなと思っています。

それと、へそサポバ対象を増やしてくださいと言っているわけじゃなくて、やっぱり別にわざわざするよりは、そして多分、今、江北町の子育て世代に足りないのは、おっしゃったように、近所のじいちゃん、ばあちゃんだと思うんですよ。もともと住んでおられるなら本当に近所におられますけど、外から移り住んでおられる方はじいちゃん、ばあちゃんが近くにいない。でも、やっぱりじいちゃん、ばあちゃん的な人が近くに欲しいというニーズはとってあるというふうに思います。ですから、そういう意味でも、やはりサポートしてくれる人たちが高齢者の方というのは実は本当にありがたくて、1回合うなと思えば、多分

ずっとその人が本当に、何というんですか、2人目のか3人目のか分かりませんが、町内のばあちゃん、じいちゃんになってくれるという姿がいいなというふうに思っております。

以上でございます。

○井上敏文議長

1 番酒井君。

○酒井明子議員

ありがとうございます。

町長のほうから今ある病院の施設の利用をというお話が出ました。なので、例えば、鳥栖市でもそうやって産婦人科のほうに市から助成があっています。大体そういう形のほうが多いです。なので、できれば町のほうからそういう動きもしていただけたら幸いかと思います。

時間がないんですけれども、最後の質問をさせていただきます。

○井上敏文議長

次へ行ってください。1 番酒井君。

○酒井明子議員

就学前健康診断について。

半年前、酒井さんが当選したのを確認して会いに来ましたという方がいらっしゃいました。小学校に入ったら大丈夫か心配なんですとおっしゃって、現在、支援クラスが知的クラスと情緒クラスを合わせて小学校は10クラス55名、中学校は3クラス21名、小学校に至っては昨年の7クラスから3クラスも情緒のクラスが増えている状況です。

1つ目の質問です。県内他市町において、未就学児健診か相談日に専門医、または専門職を常駐しているところはあるのか。ある場合はどのような形態で対応されているのかの説明をお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。こども教育課長。時間がありませんので、簡潔にお願いします。

○こども教育課長（坂元弘睦）

おはようございます。それでは、御質問にお答えしたいと思います。

就学相談会の対応については、近隣の自治体のほうでは白石町が3日間相談日を設けられております。対応者はうれしの特別支援学校の先生2名、西部教育事務所1名、それと、盲

学校の先生、中原特別支援学校の先生、それから、通級指導教室の先生も含まれております。大町町については本町と同じですけど、うれしの特別支援学校の先生が2名、西部教育事務所の先生が1名、武雄市のほうでは3回実施をされております。2回は江北町と一緒にですけど、教育支援員さんのほうですね。それと、3回目に医師の方が医学的見地でアドバイスをされているということです。

以上であります。

○井上敏文議長

1 番酒井君。

○酒井明子議員

ありがとうございます。

続けて、2 問目の質問に行きます。

支援クラス、情緒クラスへ在籍するには診断が必要で、就学前の保護者の不安解消のためにも、一番は、子供の心身ともに安定した教育環境を整えるためにも、未就学児健診か相談日に専門医、または専門職を常駐することを可能にしてもらいたいが、町の考えはいかがでしょうか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

御質問にお答えしたいと思います。

就学児の健診については、子供たちの発達相談については、早期発見、早期療育が非常に重要だというふうに考えております。

こちらは健康福祉課のほうで実施をしております子供の健診時においても、例えば、言葉が遅いだとか、席に座れないなどの状況が見られる幼児の保護者には、健康福祉課のほうで実施をしております子育て発達相談、こちらのほうには公認心理師の方が来て相談に応じております。それから、ことばの相談については言語聴覚士のほうが相談に応じております。いずれも1回に3ケースの相談機会を用意しておりまして、状況に応じて医療機関のほうにもつなげていると聞いております。

それから、幼稚園、保育園においても、園で気になるお子さんがいらっしゃった場合は、特別支援コーディネーターのほうとの面談ができるような機会というのも紹介をしております。

す。

それから、佐賀県においては、佐賀県のほうが法人へ委託して実施している発達障害関係の相談窓口を用意している発達支援センターというのが佐賀市と多久市のほうにございます。こちらの情報も保護者の方に御紹介をしている状況であります。

いずれにしても、悩みを抱えている保護者に関しては、こういった相談窓口がありますというのを周知していくということで、早期発見、早期療育につなげていきたいというふうに考えているところです。

以上であります。

○井上敏文議長

1 番酒井君。

○酒井明子議員

ありがとうございました。

一般質問を終わります。

○井上敏文議長

1 番酒井明子君の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開10時10分。

午前10時 休憩

午前10時10分 再開

○井上敏文議長

再開いたします。

2 番古賀里美君の発言を許可いたします。御登壇願います。2 番古賀君。

○古賀里美議員

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます2 番古賀里美でございます。

新聞、ネット等を見ると、人口が増加している自治体は、ほかの自治体に先駆け、きらりと光る施策を実施しています。例えば、子育て世代に優しいまち、子育てしやすいまちと標榜し、自治体のホームページでは分かりやすく大きく掲載し、各種子育て支援を実施しています。神奈川県厚木市や兵庫県明石市では、子育て日常生活支援事業として、紙おむつやお尻拭きなどを宅配する事業を実施しています。

そこで、質問です。江北町の年間の新生児出生数は何名ですか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（一ノ瀬和義）

古賀議員の質問にお答えします。

江北町の年間出生数は、平成30年度から令和4年度にかけて85名から117名の出生になっております。年間平均102名となっております。

○井上敏文議長

2番古賀君。

○古賀里美議員

ありがとうございます。

江北町でも乳児、1歳の誕生日まで養育する世帯に紙おむつ等の無料化の検討をお願いしたいと思います。

子育ての相談や育児の悩み、情報の提供など、一人で悩んでいるママたちのために、毎月1回、子育て経験のある先輩配達員等が届けるゼロ歳児見守り事業の実施について町の考えをお伺いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（一ノ瀬和義）

御質問にお答えします。

妊娠届出時から出産、子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する出産・子育て応援事業を令和5年2月1日から実施しており、全ての妊婦、子育て家庭に寄り添った伴走型相談支援と経済的支援を行っております。

まず、伴走型支援については、妊娠期において妊娠届出時の面談及びアンケート、妊娠8か月前後でのアンケート、出産後には赤ちゃん訪問、出産後のアンケート及び2か月児相談での面談、乳児期においては乳児健診、集団健診が年12回、4か月児、7か月児、12か月児を対象、個別健診が10か月児を対象、離乳食教室年4回、乳児相談年12回、ベビーとママのこにこ教室年12回、よちよちサロン年2回、歯科保健教室年4回、子育て発達相談年12回などをしてしております。保健師や管理栄養士、歯科衛生士など、専門職による母子との対面で

の支援を行っております。また、面談やアンケートの結果、相談内容に応じて保健師による訪問や電話等による継続的な支援を行っております。

次に、経済的支援ではありますが、出産・子育て応援金、妊娠・出産時の関連用品の購入助成や産前産後のサービス利用等、経済的負担を軽減するため、妊娠期に出産応援金5万円、出産後に子育て応援金5万円を一括してお支払いしております。

○井上敏文議長

2番古賀君。

○古賀里美議員

出産・子育て応援金5万円というのは1年間ですか。1年間に総括で5万円ということですか。（「1回」と呼ぶ者あり）1回きりですね。分かりました。たくさんいろいろしていただいて、ありがとうございます。

幼児のときというのは、ちょっと調べたら、核家族が大体江北町に1,700世帯とあったので、1,700世帯の核家族で、御主人が仕事に行かれている間はママと赤ちゃんの2人つきりで、いろいろと相談事とか、ストレスもたまるであろうし、そういうことも兼ねて、酒井議員も言われたとおり、産後のケアというのは本当に大事だと思うので、おむつの支援というのは、金額的な支援もありますけど、ママの精神的サポートとか、あと、こういう町内にいろんなサービスがあるよとか、そういう情報交換にもなるので、おむつを配達して、そこでちょっと話ができるためにおむつの無料化というのを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほどの酒井議員の御質問とも重なるというか、共通するテーマだというふうに私は思います。

おかげさまで、先ほど課長が答弁しましたとおり、江北町では1年で平均しますと100名ほどの子供が実際誕生しているというのは本当にありがたいことだと思います。私は実は小さな細かな数字を覚えるのが苦手なんですけど、ざっくりとして大体捉えがちなんですよ。江北町は人口大体1万人弱ですけどね、ゼロ歳から100歳まで満遍なく人がいるとすると、同じ年に100人ずついて、100歳で1万人というような感じで大体思っているもんですから、

先ほどの数字を見て、生まれた子供たちが平均100人を超えているというのは本当にありがたいなというふうに思います。

江北町がこれだけ人口が維持できているというのは、いつも言うように、町外から江北町を住む場所として、居住の地として選んでいただいているからだというふうに思いますし、そういう中で、やっぱり都市化と過疎化という問題もありますし、もう一つは、やはり町外から来られたということで、さっきも酒井議員の御質問にお答えしたように、なかなか近くに身寄りの方がいらっしやらないという現状はあるんだろうというふうに思います。特に、そうやって子育て世代、特に、出産直後とか、もちろん実家に帰っておられる時期もあるんでしょうけどですね。なので、やはりそれが私が思うニーズだというふうに思うんですよ。

さっき古賀議員からは、今回、経済的支援の意味も込めて紙おむつのということでしたけれども、経済的支援ということでいけば、先ほど申し上げたように、国がそうしたまさに異次元の子育て支援ということで、伴走型支援の中で、出産前は幾らやったですかね。（「3万円」と呼ぶ者あり）出産前が3万円（147ページで健康福祉課長が訂正）、出産後が5万円という、以前の子育て世代からすれば、羨ましいということをよく言われます。私たちのときはそがんと何もなかったとけて言いんさばってん、それはそれが時代の要請だからですけどね。だから、私は経済的な支援というよりは、先ほど言った精神的な支援といいたいでしょうか、やっぱりそういう体制を町としてどうやってつくっていくかというのがとても大事なテーマだと思っています。言ってみれば近所のじいちゃん、ばあちゃんみたいなことをですね。

なので、先ほど酒井議員がおっしゃったようなことも含めて、ぜひそうした体制が構築できればなというふうに思いますが、紙おむつというのがちょっとどうなのかなと。というのは、成長すると、すぐSサイズからMサイズになったり、うちの子はアレルギーというか、皮膚のあいやっけんが、ちょっと高級なやつじゃなからんばいかんもんねとか、いろいろあったりするんだろうと思います。もちろん気持ちですから、渡して使わないということもあるかもしれませんが、それだったら精神的なサポートとか、まさに見守りというか、やっぱりそういう体制を構築するというのがこれからの町のテーマだと思いますし、そこはぜひやりたいというふうに思っています。

以上です。

○井上敏文議長

先ほどの答弁の中で訂正がありますので、訂正させます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（一ノ瀬和義）

すみません、先ほど町長のほうに間違っただけで私のほうが3万円と申しあげました。出産前5万円で、出産後5万円です。すみません。

○井上敏文議長

2番古賀君。

○古賀里美議員

金銭的に一括でぼんとあげるのではなくて、精神的サポートをするために、毎月そういうお話をしに行くという意味のおむつを配るという意味なんです。もちろんおむつは家庭によって使っているメーカーも違います。こだわりもあります。新生児特有のアレルギーもあります。それは承知の上です。なので、おむつをどこに保管するかという行政的なところも考えたら、江北町のドラッグストアがありますので、そこで使える引換券みたいなものを持って、毎月、どうですか、赤ちゃん育ってますかとか、今地域でこういうのがあるけん一緒に参加せんねみたいな、そういう話をできるような訪問という意味でのおむつと私は考えています。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

ですので、先ほどの酒井議員のお考え、古賀議員のお考えと私も同じ考えであります。それは一つのテーマというか、ニーズとしてですね。ですから、それを具体的にどう実現していくかということについていえば、必ずしも紙おむつじゃなくていいんじゃないかと言っただけでありますので、そこは私も必要性を感じております。

それともう一つ、さっきあったように精神的サポートをしてもらいたい方もいらっしゃる、サポートしてあげたい方もおられます。だから、うまくそのマッチングをしないといけないと思うし、特に、都会のように子育て支援が言ってみればビジネスになるほどの数があればいいんですけども、やっぱり江北町の規模でいけば、そういう住民の皆さんのお力を借りてそういう体制をつくっていくしかないというふうに思いますが、ただ、やっぱり一つ相性とかいうのもあったりするものだから、何かちょっとなという人が毎月来られるというのもどうかということもあるので、そこはどういう形が一番受け入れられやすいかという

のをやっぱり今から考えていきたいと思ひますし、ぜひこれはやらんばいかんと思ひます。

その上でですけどね、実はアンケート調査を出産予定の方に町で取っているんですよ。これは令和5年10月に165人の方に母子手帳を発行する際にアンケートを取っております。その165人のうち、自分には何かあれば相談する人がおられますかと。相談する人はいますという方は165人中、実は164人なんですよ。あとのお一人は何かというと、相談者なしの方には保健師が母子手帳発行時の面談時やその後の電話にて相談対応を行い、現在は両親やパートナーにサポートしてもらえ環境が整い、安心して生活ができているということまで確認をしていますので、誰かいますかと聞くと、おられるんだということなんですけど、ただ、それが気軽にとか、身近にとか、また、こっちから相談しないといけない。御両親はそうじゃないでしょうけどね、実はそういうアンケート結果が出ています。相談できる人は親、夫、友人、兄弟の順ということですから、こういうアンケートも取りながら、我々として必要なことはぜひやっていきたいと思ひます。

もう一つアンケートを取っているんです。さっきは母子健康手帳を発行した人ですね。次は妊娠8か月の妊婦を対象としたアンケートをしています。これは対象者が71人おられて、今年4月から来年1月までに出産をされる方。まさに最近生まれた、もしくは最近産むと。71人の全ての妊婦の方が家事や育児をサポートしてくれる人がいるというふうに回答されております。夫、実父母、義理父母、兄弟の順になっているそうですけれども、複数の支援体制があるというふうに答えてありまして、平均何人ぐらい支援してくれる人がおられますかと聞いたところ、平均では3.18人。だから、配偶者の方と、あと誰ですかね、ちょっと分かりませんが、御両親ということなのかなというふうに思ひます。

それで、今度は出産後の方、出産をされた方についてもアンケートを取っているんですよ。いつも言うEBPM、エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキングだと思ひますけど、健康福祉課のほうでしっかりアンケートを取ってくれているもんだから、せっかくだから御紹介しますと、今度は出産後のアンケートを156人、令和4年に101人、令和5年に55人取っています。全ての妊婦が出産後の相談や家事、育児をサポートしてくれる人がいるというふうに答えておられます。ただ、産後鬱病の可能性が高いと判断された方が17%、156人のうち26名おられますもんですから、ここは今、保健師による面談、電話連絡、訪問等を継続的に対応しているということでもあります。

ですので、これが今の町の現状ですし、これでいいと言っているつもりではなくて、やは

りこういう同じ情報を基にいろいろ議論すると、さらにいいんじゃないかという意味で言いました。さっき酒井議員の御質問のときにちょっと私は失礼なことを言ったかもしれませんが、こういうことなんです。こういうデータが実はあるもんだから、そういうことを日常的に共有できたらいいなというふうに思うし、その上で、どういうことをやりましょうかという議論になればなという思いで言ったので、もし失礼なことを言うつもりで言ったつもりはありませんけれども、そういう意味で申し上げたので。

ですから、こういう声を参考にします。私はどっちかというところを見ると、夫、実父母、義理父母、兄弟ということになると、当然、夫と一緒に住んでおられるんでしょうけど、それ以外の方は多分町外から来られている方は近くにおられない。だから、距離の問題とかいうのは一つあるのかなというふうに思いますし、さっき古賀議員が言われたように、おせっかいとは言いませんけれども、最近どうねとか、頼まれもしないのにという言い方はよくありませんけど、こういうことを心配して声かけてくれるというようなサポートというのがあるんじゃないかなというふうに思うんです。ぜひそういう体制を、もっと言うなら雰囲気とか風土だと思いますけれども、ぜひ共につくっていただければと思っています。

以上でございます。

○井上敏文議長

2番古賀君。

○古賀里美議員

本当に自分も知らないことがたくさんあって、本当にありがたいです。ありがとうございました。

質問2です。一時預かり保育、実家が町内になく、保育所にも通っていない乳児を買物、病院、理美容院、テレワークなど、ちょっとした時間に保育士が預かるファミリーハウスなどがありますが、江北町にはそのような施設はありますか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

御質問にお答えしたいと思います。

江北町では、江北ひかり保育園のほうで一時預かり事業を実施しております。

その内容につきましては、対象者が生後6か月から小学校就学前までの子供です。

要件としましては、町内の在住者、または町外に住まれていても、保護者の実家が町内にある方となっております。

時間につきましては、平日、月曜日から金曜日までの午前9時から16時までで、月14回の利用が可能となっております。

料金につきましては、1時間当たり300円で、飲み物、それと、昼食、おやつについては持込みというふうになっております。

それから、定員についてですが、1日当たり6人までで、完全予約制というふうになっております。

以上であります。

○井上敏文議長

2番古賀君。

○古賀里美議員

ありがとうございます。

夫婦で子育てを頑張っているママやパパたちのお手伝いを地域でサポートすることが大事だと思います。実家に預けるような安心感で利用してもらえるよう、施設の利用案内の周知をこれまで以上によろしくお願いいたします。

次の質問いいですか。

○井上敏文議長

次へ行ってください。2番古賀君。

○古賀里美議員

次の質問へ行かせていただきます。

杵島炭鉱が1969年、昭和44年に閉山して以降、江北町は深刻な過疎化に見舞われ、鉱害復旧により物心両面で町民に負担がかかったと聞いています。町と町民に潤いを提供する、この課題を町が打ち出しました。その施策の一つが鳴江河畔公園です。

この公園は、総領分地区の六角川河川敷沿いに過疎化対策事業として起工され、1995年、平成7年に完成しました。町民が集い、触れ合いができる場として期待され、オープンしました。場所は六角川と牛津川が合流するところで、六角川の左岸、堰に隣接していて、総面積3万1,900平方メートルの広大な敷地に遊具やあずまや、日時計、トイレが配され、桜やいろいろな植栽があり、緑豊かな場所にソフトボール場もあります。今は開かれていません

が、以前はかがり火や竹筒に入ったろうそくを灯す古代かがり火祭りや、五感で味わう田舎暮らし体験ツアーの会場にもなり、県内外からの家族が参加し、カヌーや干潟遊びなどを通じて自然との触れ合いを満喫したそうです。公園北の水路では、町ふれあい釣り大会・なんでんかんでん釣ってみんな祭が開かれたこともありました。全てが昔話です。最近の鳴江河畔公園は静かなものです。時折、航空自衛隊による離着陸訓練がありますが、見物人はいません。

そこで、1問目の質問ですが、町民が集い、触れ合いができる場として期待され、オープンしたこの施設、鳴江河畔公園西側については県所有地だということは十分承知した上で今回質問をさせていただいています。これからの時代に沿った利活用について、町としての考えをお聞かせください。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

古賀議員からは鳴江河畔公園の利活用ということで御質問をいただきました。

現在、江北町で一番新しい公園というと、御存じのとおり、みんなの公園であります。おかげさまで、オープンから4年たったですかね。今、指定管理として運営をしていただいていますけれども、おかげさまで、町民の皆さんだけではなくて、町外の方からも今お越しいただいております。本当にありがたい限りであります。

それともう一つは、白木パノラマ孔園がありますけれども、こちらのほうは最近、世の中、今キャンプばやりということらしくて、実はキャンプ好きな人では知らない人はいないというぐらい有名な公園になっておりますし、なかなか予約が取れないというふうにも聞いております。あちらのほうも指定管理を事業者のほうにさせていただいていますけれども、やはりそういう日々の管理を含めて、しっかりやっていただいているということがベースにあるんだろうと思います。というのは、1回行って駄目だったらもう行かないからですね。でも、これだけ多いということは、やっぱり行ってみてよかったということだというふうに思いますので、これもありがたいなというふうに思います。

私自身はどちらかというと、つくるよりも、そういう利活用とか、どういうふうにご利用するかということのほうが自分は大事だと思います。行きはよいよい帰りは怖いとは言いませんけど、つくるはよいよい生かすは難しいというかな。そういう中で、私自身の問題

意識としては、今回御質問いただいている鳴江河畔公園、それと、桜山公園も今園路が大分荒れているということも聞いています。私もしばらく歩いていないもんですから、また自分自身の目で見たいというふうに思いますけど、鬼が笑いますが、これからはこの2つをしっかりと生かしていくというアイデアを出していきたいなというふうに思っております。やはりそれぞれの公園にも特性があるもんですから、それにふさわしい利活用の仕方というのがあるんだろうというふうに思います。

この間、県民スポーツ大会の弓道の競技が多久であったもんですから、多久のほうに教育委員会の職員と一緒にいったついでにと言うぎいかんぼってんが、前からそういう話をしていたもんですから、その職員が気を利かせてくれて、ああ、そういえば多久のパークゴルフ場が近くにあつですよと言うてくれたもんですから、一緒に多久のパークゴルフ場を見学に行ってきました。パークゴルフというのは大体芝でやるんですね。ミニゴルフ場みたいにして、非常に見た目もいいというか、本当にいいなというふうに思いました。

それで、今度はあっちがグラウンドゴルフ場ですというて、あそこはパークゴルフ場とグラウンドゴルフ場を別にしてあって、グラウンドゴルフ場は言うてみればただのグラウンドなんです。だから、いやいや、芝生でグラウンドゴルフはできんとやろうかという話をしていますね。というのは、球がなかなか転ばないとかいうことで、でも、中には芝のグラウンドゴルフ場もあるというようなことも聞きましたし、せっかく先ほどおっしゃったように自然が豊かなというかな、水辺がというかな、ある公園なので、やっぱりそこにふさわしい利活用の仕方というのがあるんじゃないかなというふうに思います。

それと私、ちょっとしばらく歩くのをやめていたんですけど、あまりにも人から運動不足じゃないか、最近丸々しているとか、やばいですよとかいろいろ言われるので、また少し歩き始めて、私はあそこの佐賀の多布施川、前言ったかな、河畔をよく歩きますけれども、やはりあそこにも似た雰囲気もあるもんですから、最後にしますけど、これからは鳴江河畔公園、それと桜山公園、これの利活用ということをしっかりやっていきたいと思っておりますし、それぞれの公園の特性があると思っておりますから、それに合った利活用ということをぜひ考えたいと思っております。

以上でございます。

○井上敏文議長

2番古賀君。

○古賀里美議員

ありがとうございます。

イオンの隣にあるみんなの公園は、町の施設です。利用のお願いに「ワンちゃんはリードをつけ、芝生や建物、ウッドデッキには入れないでね」と記されています。ペットを自由に遊ばせることができる場所が、残念なことにこの町のどこにもありません。

質問2問目ですけど、町内のわんちゃんの登録頭数を教えてください。

○井上敏文議長

答弁を求めます。基盤整備課長。

○基盤整備課長（大島浩二）

古賀議員の質問にお答えします。

町内の登録件数、確認しております。10月31日現在で、516頭登録があつているところがございます。

以上でございます。

○井上敏文議長

2番古賀君。

○古賀里美議員

ありがとうございます。516頭、多いですね。

今やペットは家族の一員として大切にされている時代です。ペット同伴可能な宿泊施設や飲食店、ショッピングモールは県内で14か所あります。人が公園でくつろぎ、子供たちが元気に走り回る公園、同じ空間にドッグランがあれば、幅広い年齢層が集う公園になります。

県内にドッグランは2か所しかありません。1つは、金立パーキングエリア内です。江北町では子育て支援の充実もあり、世帯数は少しずつですが、増えています。

3問目の質問です。さらに住みたい町となるように、これからの時代に沿った町の魅力の一つとして、鳴江河畔公園西側、佐賀県所有地にドッグラン施設の検討をお願いしたいのですが、町の考えをお伺いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほど申し上げましたように、鳴江河畔公園の利活用ということはこれからのテーマだと

いうふうに認識をしておりますので、そうした中で、どういう利活用ができるのかということをやっぱり幅広くいろんなアイデアを出しながら考えていきたいというふうに思います。

ですから、今ここでドッグランをつくります、つくりませんというようなことにもなりませんし、ドッグランを今の時点で排除するというのも考えてはおりませんが、がですね、みんなの公園にはもちろんリードをつけて犬の散歩に来ていただいておりますけれども、最近、みんなの公園では犬のふんを処理していただけていないことが散見をされるとフェイスブックで見ました。ですから、さっきあったように、500頭の犬が人口1万人にとって多いのか少ないのか分かりませんが、当然、犬を飼っておられない方、中には犬は苦手という方も多分おられるんじゃないかなというふうに思います。さっきおっしゃったように、犬が好きで、そして、犬を飼っておられて、犬が心の大きなよりどころになっておられる方にとっては本当に家族同然だというふうに思いますが、じゃ、そうでない方にとっても、家族よねというふうに思われるかというのは、ここはまた一つの考えどころなんだというふうに思います。

ですから、今の御質問の答弁としては、鳴江河畔公園の利活用はこれからのテーマであるというふうに認識をしており、その利活用の在り方については、あの公園の特性、また、住民の皆さんのニーズも含めて、しっかり考えて、ぜひこれは利活用として実現をしたいというふうに思っております。これというのはドッグランという意味じゃなくて、利活用をしっかりやっていきたいという意味であります。

以上でございます。

○井上敏文議長

2番古賀君。

○古賀里美議員

その一つの案として、今から見ていただきたいものがありますので、お願いします。

(パワーポイントを使用) 今月の12月2日、3日の2日間、西側をお借りしまして、わんちゃんと一緒に楽しめるイベントを開催しました。これが鳴江河畔公園西側の敷地ですね。

計画したのが10月ぐらいだったので、僅か2か月でチラシ製作枚数僅か1,000枚、地区への回覧板もなく、もちろん町内の一般放送もお願いする余裕もなく、口コミやSNS、わんちゃんつながりで、2日間で約1,500人来場いただきました。ペットがペットを——鳥も来ていたんですけど、わんちゃんが200匹以上でした。県内外から来場して、大盛況でした。

まさに待ち望まれていたイベントだったと思います。

町が管理運営している鳴江河畔公園西側、縦に長い敷地を利活用するとしたら、車に泊まるオートキャンプ、区画サイトにしたら、わんちゃんと一緒に過ごせるソロキャンプも可能だと思います。

鳴江河畔公園の河川敷沿いは、左岸の六角川、右岸の牛津川が同時に望める土手もあり、ロケーションも最高です。地元では二俣と呼んでいて、有明海の魚介類も豊富な干潟です。28年前に町と町民に潤いを提供する目的で整備されたこの場所を、自然そのものを保護しつつ、地域資源としての価値感を活用、向上させる好環境を生み出す政策に転換していくことが重要だと感じます。

県より町が譲り受ける形を取ってでも、町民のために活用すべきだと思います。令和の時代に沿ったペットと過ごせる施設としての検討をぜひよろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。（発言する者あり）ああ、答弁。

○井上敏文議長

よろしくお願ひしますとなれば、答弁……

○古賀里美議員（続）

答弁よろしくお願ひします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほどまで申し上げたとおりであります。ただ、イメージ図までできて、ぐいぐいだなどというふうに思いましたけれども。

それともう一つ、先ほどと少し別のこと。私は猫を飼っています。捨て猫、いわゆる保護猫を譲り受けて飼っています。ですから、犬好きもおられれば、猫好きもおられるし、犬も猫も好きな人もいれば、犬も猫も苦手な方もおられるんだというふうに思います。だから、やっぱりなかなか町としてですね、だから、やらないということじゃなくて、当然、一定のニーズがあって共存ができればということであれば、そうしたことも検討はできるんだと思いますが、ただ、最近はみんなの公園の犬のふんのが書いてあったのが少し自分は気がかりでありました。

みんなの公園はルールをつくらない公園ということでスタートしたんですよ。よく公園に

は、全部読んだら時間なくなるぐらいいっぱい、あれはしちゃいけない、これはしちゃいけないというのがどこの公園もあります。でも、あれはやっぱりそうしないとルールを皆さん守っていけない、みんなが楽しめる公園にならないということでああなっているんだというふうに思いますが、幸い、もちろん緩やかなルールというのがありますけれども、ああいうふうなことを箇条書で書かんばいかん状況までは今なっていないんですが、聞くところ、みんなの公園ももしこうやって犬のふんを片づけていただかないことが続くようであれば、そもそもペットが入ることも考えんばいかんというようなことも書いてありました。ですから、利活用については、やはり町民的な議論をしながら進めていく必要があるかなと思います。

それと、先日のイベント、本当に中心的に準備、運営をされて、大変だったかというふうに思います。本当にお疲れさまでございました。

知り合いとかでも実際イベントに行ったという方も何人かおられましたもんですから、そうした方の声もぜひ聞いていただいて、そういう検証というか、今回のイベントについてもしていただくと、またいろいろ役立つこともあるのではないかというふうに思っております。

答弁としては、先ほどまで繰り返したとおりでありますから、重ねては申し上げませんので、ぜひよろしく願いいたします。

以上でございます。

○井上敏文議長

2番古賀君。

○古賀里美議員

ありがとうございます。

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○井上敏文議長

2番古賀里美君の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開11時。

午前10時48分 休憩

午前11時 再開

○井上敏文議長

再開いたします。

3番田村康君の発言を許可いたします。御登壇願います。3番田村君。

○田村 康議員

3番田村です。本日、質問を4項目挙げていましたが、2番目、3番目、4番目を重点的に話したいと思い、1項目割愛させていただきます。それと、一年の締めの問題です。しっかりと質問しますので、よろしくお願いいたします。

まず1問目、ハイブリッドラジコン草刈り機のレンタルについて。

上小田の区長より要望書が出ていると思いますが、農業従事者の高齢化、特に、中山間地域は最たるもので、現在はため池管理のため、草刈り作業は必要不可欠と認識されていますが、猛暑日などの人力による草刈り作業を早朝から実施しても、熱中症、堤等が急斜面のため転倒によるけがなどの危険性が高く、今後、作業従事者の年齢構成が高くなるにつれ、耕作放棄地ならぬ管理放棄ため池が生ずる可能性が非常に高くなると危惧されています。

このような状況の中、令和5年8月27日に上区ため池の堤防で、町長、全議員、町職員参加の下、ハイブリッドラジコン草刈り機、急斜面、のり面対応遠隔操作草刈り機の実演会が開催され、操作が簡単で安全性が高く、高齢化社会に対応した草刈り機と感心したところがあります。

先般、宮崎県綾町へ農業研修の機会を得て、綾町農業機械利用組合では、農業機械器具経費の削減のため、トラクターから播種機まで、露地野菜生産に必要な機械器具、装置のレンタル化が図られていました。江北町でも高齢者の作業軽減によるため池の管理が容易にできるように、ハイブリッドラジコン草刈り機を導入され、レンタルを行っていただきたい。江北町に20か所の堤があります。高齢者の作業軽減のため、御意見をお聞かせください。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域振興課長。

○地域振興課長（宮本大樹）

御質問にお答えしたいと思います。

まず、ため池草刈りの労力軽減につきましては、議会においても一般質問でこれまで答弁をしてきたところでございます。

まず、令和5年3月に池田議員からの一般質問で、労力軽減について、センチピードグラスの導入についての御質問をいただいたということと、あと、令和5年6月に田中議員のほうよりラジコン草刈り機の導入について質問をいただいたところでございます。

また、田村議員から先ほど御説明ありましたとおり、産業厚生常任委員会では11月7日、宮崎県綾町で、町全体で機械利用組合をつくって、農業者に機械を貸し出されているということを御視察されたところでございます。

地区におきましては、5月18日に上小田4区の区長、それから、生産組合長の連名により要望書が提出されたところ、また、10月16日は上区の区長よりラジコン草刈り機の導入について要望書が提出をされております。

また、8月27日、上区主催でラジコン草刈り機の実演会が大谷ため池のほうで実施をされております。議員の皆様にも御視察をいただいたところでございますけれども、実際にラジコン草刈り機を操作された方については、その便利さを実感されていたというところでございます。

地区の要望書についてでございますけれども、要望書によりますと、上小田地区には主要な7つのため池があり、各区で年三、四回草刈りを実施されております。上小田4区合計で76名草刈りに参加されておって、そのうち70歳以上が36名、土地持ちの非農家の方にも参加をいただいておりますけれども、年々人員は減少して、今後はますます厳しくなるだろうということが予想されているということでございます。

こうした状況から、地区では町でラジコン草刈り機を購入し、地区に貸し出すという形での取扱いを希望されているところでございます。

もう一つ御紹介したいのが、石原区の草場ため池での取組でございます。

ため池の草刈りの労力軽減の取組として、ラジコン草刈り機以外にも、石原区で草場ため池のほうでセンチピードグラスの定植を行っておられます。

センチピードグラスは定植まで約3年間手間がかかりますけれども、美観に優れておりまして、定植後は年1回の草刈りと刈り取った草の処分を行うことで、年に何回もの草刈りは不要になるとのことでございます。

また、ため池の活用、農業用水以外ということで御紹介させていただきたいんですけれども、先日、11月23日、ビッキーふれあいの日が開催されましたけれども、JR九州ウォーキングでは、山口から上小田地区を中心に周遊をしていただきました。この中で、新堤から眺める里山の風景を御堪能いただく、そういったルートを設定して、ため池のほうから風景を楽しんでいただいたということもございます。

また、9月には、さが山の学校が主催するチャレンジサマーキャンプというのがございま

した。これにつきましては、宮原ため池を活用してカヌー体験が行われたところでございます。

農業用のため池だけではなく、様々なため池の活用が見込まれる中で、今後、中山間地域がますます活性化していくためには、ため池のり面の美観を維持することも大切な要素であると考えております。

以上でございます。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

これまでの経過については、先ほど地域振興課長が答弁したとおりであるということよろしいかというふうに思います。

それで、最近よく言いますけれども、やはりウオonzとニーズということを少し区分して考えんばいかんと私は思うんです。よくこればこうしてくれという具体的なことはウオonz、でも、その奥にはもっと普遍的なテーマというか、ニーズというのがあって、このニーズまでたどり着くと、必ずしも言われているウオonzをやることだけがニーズに応えることじゃないですよというように申し上げてきたかというふうに思います。

今回のことでいけば、先ほど田村議員も言われたように、やはり高齢化が進む中での地域活動の維持とか、そうした農業施設の維持というのがテーマなんだろうというふうに思います。それをどのようにしていくかという解決方法の一つとして、今回、ラジコン草刈り機ということについて御質問をいただいているんだというふうに思います。

ただ、先ほど申し上げましたように、ニーズを解決する方法は一つではありませんし、特に、今回というか、前回というか、以前は池田議員からセンチピードグラスについても御提案をいただきました。ですから、草刈り機導入云々というよりは、やはりため池を含めた農業施設の維持とか地域活動をどうやって継続的にやっていくかということであれば、この2つにおいては、やはりそれぞれの特徴というものがあるんだろうというふうに思いますので、例えば、センチピードグラスは町は関わらじ、草刈り機のほうばしますとか、逆に、やっぱりセンチピードグラスのほうが見た目のよかけんが、そっちばすることにして草刈り機はしませんということではないというふうに思っています。

草刈り機については、先ほど御紹介のあった8月、私も見学に行かせてもらいました。正

直、がんさばくっかのというごと、ぼいぼいぼいで草を刈っていく、あの様子は本当に目を見張るものがありました。もちろん機械によって大型と小型があつて、それぞれそれぞれお値段も違うようでして、お値段は御存じですかね。大きいほうは約400万円、小さいほうが150万円……（発言する者あり）ああ、そうですね。だそうです。もちろん大型のほうはさばけ具合は段違いでしたけれども、場所とか、実際準備とか考えれば、小さいほうも小さいほうで、利用価値はあるのかなというふうに思いました。

先ほど言ったように、つくるはよいよい利活用は難しいというのと一緒に、買うはできても、これをどのように維持管理して、また、上小田だけでないと思いますし、ため池だけでもないと思いますから、やっぱりその利用の仕方というか、ここが私は肝だと思うんですね。今回、議会の常任委員会でも視察いただいたように、綾町でも利用組合をつくってあるというふうに聞きましたので、1つ考えられる構図としては、町で購入をして、それに併せて利用組合をつくっていただいて、例えば、その利用組合にお貸し出し申し上げて、管理であるとか、また、利用の調整であるとか、そうしたことをやっていただくという形が1つあり得るんじゃないかなというふうに思います。

先ほど御紹介いただいた区の要望では、町で買って区に貸してということなんですけど、なかなかそうはならないと思いますし、そういうことでいけば、どこの区でもそう思っておられると。だからといって、町が450万円の草刈り機を購入して区へ1台ずつ貸し出すようなことにはならないから、だから、ハードよりもやっぱりソフトのところの方が大事だと思っていて、そうしたことが、実は今回、常任委員会の視察にも職員も同行させていただきましたし、そこまで含めて考える必要があるなというふうに思っておりますが、少なくともこのラジコン草刈り機の威力というか、効果ということは私は十分目の当たりにしましたし、先ほど申し上げたようなニーズというのはしっかり受け止めさせていただきたいと思います。

もう一つは、やはりセンチピードグラスも、うまくそういう維持管理ということの中で、町の関わりということで何かできないかなというふうに思います。正直言うと——正直言うと言うぎいかんばってん、この間、両方見せてもらったんですけど、やっぱりセンチピードグラスのあの青々とした風景というのはなかなか捨てがたいというか、という思いもあるものですから、そこはまさに地域でいろいろ話をさせていただいて、どういうことをやるかということなので、繰り返し言いますと、やっぱりそのニーズに応える方法として、ラジコン草刈り機ということは十分あり得るというふうに思いますが、導入そのものよりも、やはり

その後の利用の在り方までしっかり構想をせんばいかんと思いますし、もう一つは、それ以外の方法ということもやっぱり併せてやっていく必要があるというふうに思っております。

以上でございます。

○井上敏文議長

3番田村君。

○田村 康議員

さっきのハイブリッドラジコン、これは区だけじゃなくして、江北町全体で堤が20か所から30か所あるんですよね。そこら辺を兼ねて自分は質問しているんですが。

それと、センチピードグラスもやっぱり年に1回は刈らんばいかんということで、そういうのも結構伸びてきているものですから、そこら辺もやっぱり高齢化ということを考えれば、小さいものでもいいから、ちょっと考えていただきたいなというのがあるんですが、そこら辺をお願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

私の説明の仕方がよくなかったかもしれませんが、そんな小さいほうだけでよかけんとか、ちょっとだけ考えてくるっぎよかけんとかじゃなくて、ちゃんと考えておりますので、そこはぜひ御承知おきいただければと思います。

以上でございます。（「すみません」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

3番田村君。

○田村 康議員

では、2問目に行きます。

アライグマ、イノシシ、マムシの対策はということで、江北町内の山間部、山麓部周辺の住宅地ではアライグマ、イノシシ、マムシなどの有害鳥獣の被害に悩まされていると思います。上小田地区の事案は、アライグマが空き家の天井裏や壁の間に入り込み、ふん尿、そこで子供を2頭産んだり、夜は柿の木に登り柿の実を食べ、また、住宅地内で十数匹のマムシの発見と、玄関先に3匹のマムシがいて2匹は処分したとの報告を受けています。アライグマがすみかとしている空き家の家主に連絡はするも、空き家とはいえ住宅侵入はできず、行

政にお願いするも、遅々として進まなかったもので、12月5日には草刈りが一応完了はしましたけれども、マムシにつきましては、地域住民のボランティアで草場ため池、通水路の清掃、防災センターの石垣の草取り、防災センター敷地内の草取り、マムシがいたところの草刈りなど、少しでも良好な生活環境にすべく努力はしております。

また、アライグマ、イノシシ、マムシ等による人的被害に対する補償はあるのですか、お聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

実は我々役所にとって、今回の御質問のような御質問が正直一番苦手なんですよ。というのは、とにかくアライグマもイノシシもマムシも一緒に聞かれると、我々はイノシシならここですとか、マムシはみたいなことは得意なんですけど、とにかくアライグマもイノシシもマムシもということは、やっぱり少し交通整理をしないと、多分、答弁を聞いておられる皆さん方もよくお分かりにならないのかなというふうに思いますし、そういう意味では、今回こういう住民の皆さんに影響を与えている動物という意味で大きくくくれば、こうやって御質問をいただいたことで、我々もある程度整理ができたんじゃないかなというふうに思いまして、感謝までは申し上げませんが、御質問いただいたきっかけで整理することができました。

それで、これからそれぞれ担当課で説明をしますが、大きく言えば、1つには自助と共助と公助がそれぞれ、やっぱり自分でせんばらんということもあれば、さっき少しありましたけれども、地域とかお互いさまの中で何とかこれはせんばらんというものもあれば、やはり我々行政が乗り出してせんばらんという3つに分かれるんじゃないかなというのが1つ。それともう一つは、例えば、農業の有害鳥獣とか、いろいろ手が及ぼせるものと及ぼせないものがありますし、同じ動物でも場所によって実は及ぼせたり及ぼせなかったりするんですよ。そういう縦と横でいけば、何となくそういうものをイメージして聞いていただければいいかなというふうに思います。

今回、田村議員は質問前に土俵に上がるかのように気合を入れておられましたけれども、田村議員は相撲だとすれば、我々はチームプレーでやらせていただきたいというふうに思います。先ほどの御質問、今回、住民生活に影響を及ぼしている動物に対する対処はという御

質問だというふうに思いますので、それぞれの課で先ほど言ったような縦横を念頭に答弁をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

○井上敏文議長

答弁を求めます。小野総務政策課長代理。

○総務政策課長代理（小野政己）

それでは、田村議員の御質問にお答えします。

マムシにつきましては、動物の愛護及び管理に関する法律第2条、基本原則におきまして「何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。」とされており、自然の生き物でありますので、みだりに殺処分できるものでもありません。また、人的被害に対する補償もありません。

現在、町内において御指摘の動物が住宅地に出没するようになったとのことだと思いますが、対策といたしましては、自宅周辺の草刈りなどの環境整備、空き家につきましては、現在、町が行っている対策など、動物がすみつかないようにすることで被害を軽減できるものと思っております。

この対策につきましては、先ほどありましたが、自助、共助、公助を併せて取り組む必要があると思います。今後も関係課と連携しながら取組を行っていきたいと考えております。

以上です。

○井上敏文議長

ほかに答弁ありますか。地域振興課長。

○地域振興課長（宮本大樹）

田村議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほどマムシについては答弁を申し上げたので、アライグマ、イノシシの件で答弁を申し上げたいと思います。

イノシシについては猟友会に委託をして駆除を行っているところでございますけれども、アライグマにつきましては、これも猟友会で捕る場合もございますけれども、家の近くにアライグマが寄りつくと、こういった場合については、有害鳥獣駆除の一時許可ということで、小型の箱わなの貸出しを行っております。実際、10月に田村議員から御相談いただいて、新町の空き家のほうにアライグマがすみついているということで箱わなの貸出しを行っていま

すけれども、これについてはアライグマがわなにかからなかったというところまで報告を受けております。

今後も引き続き、アライグマがわなにかからないと先に、駆除というところに進めないものですから、わな貸出しというところで駆除を行っていく方向でやりたいと思っております。

以上でございます。

○井上敏文議長

ほか答弁ありますか。基盤整備課長。

○基盤整備課長（大島浩二）

質問にお答えいたします。

この件につきましては、やはり空き家問題も絡んでいるのかなというふうに思っております。実際、情報提供をいただいた際に、御質問の場所については所有者、管理者の方を把握しておりましたので、こちらのほうから状況写真をつけた上で改善をお願いするという対応はしております。

今後も情報提供いただければ、そういった対応は早急にやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほど関係課からそれぞれ答弁をしましたが、まず言えるのは、何か自助、共助、公助と言うたことで、役所は何も知りませんというつもりはありませんが、例えば、いろんな法律とか、いろんな我々の業務の責任——責任と言うぎいかんばってん、そういうことをちょっと整理させていただきたいということでさっきんごと言うたんですけど、大きく言えば、実際、いわゆる有害鳥獣に位置づけられている動物というのは決まっています。御存じのとおり、イノシシ、アライグマ、カモもかにゃ。（「カモも」と呼ぶ者あり）カモもね。ただ、これは全て農業に被害を及ぼす動物ということで有害鳥獣となっているんですよ。ですから、当然、農業被害を及ぼすような動物については、これは我々は大町町と一緒に杵島地区有害鳥獣広域駆除対策協議会というものをつくっております、ここの中で、今回、カモについても御質問いただきましたし、イノシシについてもありましたけれども、こうした

中で対策を取っているということなんです。

逆に言うと、農業でいうところの有害鳥獣のお話をすれば、じゃ、家にイノシシの入ったというぎん、実を言うと、農業被害、本当は農地じゃないんですね。ただ、さっき言ったように、でも、これをここで駆除しないと、これが逃げて農地に被害を及ぼす可能性があるということで、有害鳥獣ということでちょっと手を伸ばしてじゃないですけどね、やっているというのが正直言うと現状であります。ただ、それでもやっていますし、先ほどの空き家については、もちろん空き家対策というのはせんばらんことですけれども、じゃ、マムシまで空き家にセットでということではなくて、さっき総務政策課長代理が言うたのは、一番大本のところではいけば、それは動物をみだりに殺してはいけませんよというふうになっているということをしたんですけれども、やっぱりマムシとか、あとは、うちにきは最近、特に新しい住宅ではコウモリがガレージの戸袋というですか、そこにふんばいっばいためて、町長、どがんじゃいしてくれんねと言われて、なかなかこれもなということも正直ありますし、もう一つは、今言った動物からすれば小さいですけど、ちょっと前はマダニが発生をして、実際それに刺されて亡くなられた方もおられるというふう聞いています。

こういうふうに、我々人間、または人体に悪い影響を及ぼす生き物はやっぱり周りにたくさんあるんですけど、さっき言うたごと、だから全てこれをということには正直ならないというのが現状であります。ただ、例えば、マダニが出たということであれば注意喚起をしたり、そして、空き家にいるということであれば、空き家対策に関連づけて基盤整備課のほうで対応しているということがあります。さっき言ったように、何か自助、共助、公助ですからこれはというつもりはないんですけど、今の現状と法律のいろんな規制とかいうことでいけば今申し上げたとおりなんですよ。だから、それをなるべく間広にというか、関われるものは当然これからも関わっていきたいというふうに思いますけれども、いかんせん、そうでないところが多分出てくるんだろうと。例えば、コウモリなんかはほとんど何も今できていないですもんね。あれは何というですか、テグスとかノリ網とって、まさに自営をされておられる御家庭もあるものですから、自助、共助、公助と分かれるという意味じゃなくて、やっぱりこれが三位一体でいろんな動物に対して対策を取っていくということに尽きるかなというふうに思いますし、そういう手の及ぶところはいろんなことに理由づけをして、やらせていただきたいというふうに思っております。

とにかく空き家にマムシの出るけん、どがん責任取るとかということになると、なかなか

空き家対策が進まないという意味では本当に申し訳ないんですけども、目の前にいるマムシをどうするかというのはさっき言ったように、やっぱり自助、共助、公助をうまくそれぞれ組み合わせさせていって対応していくしかないというふうに思います。

そういう意味では、今回、先ほど言ったように、こうやって御質問いただいたので、そもそも何なのかなということをお我々も少し整理はできたところなんです。やっぱり害が及んでいるから何かせんばらんという気持ちはあるし、やっちはいるんですけど、やっぱりそういうそもそもというところを抑えることが大事だなというふうに思いまして、今回そういう整理をさせていただいているということなので、今回の御質問で何か我々が手を引くとか、そういうことではないですけども、みんなでそういうことを認識しながら協力してやっていかんばいかんし、できることはやらせていただきたいと思っています。

以上です。

○井上敏文議長

3 番田村君。

○田村 康議員

これは役場に関わるかどうかは分かりませんが、門前でマムシに2人ぐらいかまれて、役場の指示で、古賀病院とか武岡病院に血清がありますよということだったんですが、血清が2病院ともなかったということで、佐賀のほうに救急車で運ばれたということですけども、それを聞いたことなかですかね。（発言する者あり）じゃ、お願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今御紹介いただいた事案については報告を受けましたものですから、実際、血清があるところが載っているんですよ。あるんだったら、ちゃんと準備してもらいなさい、置かないんだったらそこから削ってもらいなさいと。そうせんと、もちろん電話はしていくにしても、行って、なかった、行って、なかったと、まさにたらい回しになるし、まさに一刻を争う事態なので、そこはしっかりもう一度確認をして徹底をするようにという指示をしたところであります。

以上でございます。

○井上敏文議長

3 番田村君。

○田村 康議員

では、よろしく申し上げます。

次、3 問目、町民の要望。

三役室を1階に設置していただきたい。町民から見れば、現状の三役、課長室は町民と管理職以上の間に閑所があつて、町民との距離があり過ぎます。

1つ、課長を各課へ戻していただきたい。課長は、町民の声をじかに聞き、課長決裁、町長決裁区分に応じて、事務をスピード感を持って処理していただきたい。

部下の指導、教育を徹底していただきたい。事務処理が停滞しています。事務処理が停滞する原因が職員数であれば、増員することも考えてほしい。

役場が以前より暗くなっています。サービスも落ちています。町長のお考えをお聞かせください。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

町民の方の声ということですから、真摯に受け止める必要があるというふうに思いますが、どなたかが言えば町民の声なわけですね。ですから、お一人だからといってむげにするつもりはありませんので、今回こうやって御質問に対して答弁させていただいているわけですが、その町民の声というのは、田村議員御本人も今回の御質問と同じように思っておられるということですか。

○井上敏文議長

3 番田村君。

○田村 康議員

実質的には自分も思っております。それと、これは1人2人の声じゃなくして、あちらこちらの地区から聞いております。それも、役場の上のほうにおられた方からも、ちょっと行きにくいから言うてくれんかいのうという声も聞きますので、多くの方が思っていると思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

じゃ、私は幸い少数派の方々ばかりにお会いしているんだなと思いましたが、先ほど言われたように、元役場に勤めておられた我々の先輩からすると、かつてはちょっと考えられなかったことだと思いますが、私も何年おったかな、24年、30年近く役所におりまして、特に、最初期の頃は、まだまだ平成に入ってからではありましたが、昭和の薫りのする役所で勤めておりました。当時は、私は担当者なので一番お客さんに近いところにおいて、何かあったらすぐ立って、すみません、何ですかねというごたつきに、一番奥に課長がおられるわけですね。課長の席の横には、なぜか丸い、しかも、あんまり座り心地のよさそうじゃないビニールを張った丸椅子が大体置いてあるんですね。そうすると、仕事しよると、誰じゃいふらっと来て、おい、何しよっかんというて課長のところによ来よんさったですもんね。そいぎ、大体ものの30分ぐらいは、何の話をされていたかよく分かりませんが、そこに座って、課長が最近どがんか、がんばんとかいうて帰っていかれていて、はあ、やっぱり課長というのはこういうお客さんというかな、こういうお客さんというのは、それこそ先輩とかいろいろあるのかもしれませんが、もっと言うなら、町のある程度重要人物と言うべきかんですけど、そういう感じのことが昔は多かったんですね。

もちろん課の統括としてというのは、課の業務の統括としての役割はありますけれども、やはり我々、特に、課長は町の幹部なんですよ。幹部ということは、当然、通常業務だけではなくて、もっと言うなら自分の持ち分野だけではなくて、そして、やっぱり町政全体に対して、言ってみれば経営陣に入っているわけですから、ですから、そういう意識を持ってもらいたいということで実は課長室というのをつくったんです。

先日、オーストラリアから来られたんですね。あのときに役場ツアーをして、ここは何なんだと。ああ、実は課長たちの部室でと。ああ、ここはエグゼクティブルームなんだと言われて、エグゼクティブルームというぎ、要は役員室なんですよ。ですから、イエス、イエスと言うたんですけど、だから、なるほどねということでありましたので、かつてはこういうことはなかなかなかったというふうに思いますけれども、やっぱり今まさに町も経営をして、今、未曾有のいろんな経験を対処していくということでいけば、通常の業務に埋没することではなくて、やはり町政の一翼の統括をしているという自覚を持ってもらいたいということで実は課長室を始めたんですね。

それと一緒に、だから、通常業務は課長代理と。もっと言うなら次の課長なわけですよ。

ネクスト課長なわけですね。ですから、昔は課長補佐でしたけど、課長代理ということで名前を変えて、何かのときには課長に取って代わるし、そういう通常業務はしっかり自分が把握すると。必要に応じて課長といろいろ協議をしながら具体的な業務を進めていくということを自分がちょっと思ったもんだから、今回も小野課長代理なんですけどね。

もしかすると、前は課長が病休していたら、課長はただいないで、町長、副町長で答えるということもあったかもしれませんが、やっぱり代理だし、いつも近くで一緒に仕事していますから、答えられなくはないと思って今回してもらったんです。

そういうことで課長室というのはつくりましたので、先ほどおっしゃったように、課長を課に戻してほしいと言われている方、やっぱりあそこにいると、ほかの課長もいたり、近くに私たちもいるもんですから、ある意味、なかなか気軽に課長のところに行けないという気持ちはあられるのかもしれませんが。

実を言うと、8月末で課長室をやめていいと言ったんですよ。言ったんです。いろいろきっかけもあったんですけど。ただ、課長たちが自分たちで話して、もともと毎日ミーティングを朝していましたけれども、やはり課長同士の情報共有をするためには、ここは残させてもらいたいということだったので、あんたたちがそうやって業務にプラスに考えているんだったら残してよかたいのというて、実は9月以降はそういう形で残しているんですよ。だから、行ったり来たりもしていますし、ほかの課長と話したりしているもんですから、課長たちが楽するためにじゃなくて、やっぱりそうやってこういう課長室ということでいろいろ話ができたら、毎日ミーティングもしているようですから、そのほうがいいということであれば、ぜひ私はそれを支持したいなというふうに思っています。

それともう一つですけど、三役は1階に降りれということでしたけれども、綾町の役場が多分1階に町長さんがおられるんですかね。（「そうです」と呼ぶ者あり）よそのことをいろいろ言うのはあれですけど、かつてはそういうのも結構多かったんですよ。町長といえども、ふんぞり返って奥の部屋でじっとしておくんじゃなくて、自分が率先して皆さんにというのが非常にアピールになって、綾町はどういう趣旨でか知りません。そういうことが多かったんですけど、実際、今この仕事をしてみて、町長室に一日ずっといることはあり得ませんからね。ほぼ協議をしたり、会議に出たり、打合せをしたり、現場を見に行ったり。だから、1階に自分がいるという意味がどういうことがあるのかなと正直思うんですよ。

それと、こういうことを事例に出したらいけませんけれども、昨年、安倍前総理が凶弾に

倒れられました。今年は岸田首相が遊説先でいろんな危害を与えられることになりました。実は私自身も、たまたまそのときは自分の部屋にいたんですけど、ぱっと見たら、町長室に誰か立ってあるんですよ。そして、町長に文句言いぎゃきたと。もう私は逃げるところなくてですね。だから、そのとき、正直、私は自分自身の身の危険も感じたことがありました。

そんなに別に偉くはないですけども、やっぱりいろんなものが自分に集まるものですから、そうした感情も自分に向くんだなと思ったときに、組織としてそういうこともきちんとやっていかないと、ああ、町長さんところにお客さんですとって、ぴゅっと入ってこれても困るし、そのときは誰も気づかなくて。なので、実は町長室も変えて、課長室をして、前は誰でも通れていたんですよ。だから、そういうこともぜひ考慮していただきたいなというふうに思います。

もちろん町長は町の一番の営業マンですから、1階に降りて町民の皆さんに直接ということもいいんですけども、我々は組織として、副町長もいます、課長たちもいますといった中で私の役割分担としては、今日もいろんな発想の話をしたりとかしましたけれども、だから、いつも言うように役所というのは今は会社と同じだと思っていて、社長というか、経営者だというふうに思っているものですから、御提案は分かりますけれども、今の江北町でいえば、1階に降りる効果というか、影響を考えれば、それよりは今のような形で、決して私もじっとあそこにおりはしませんので、そうさせていただいたほうがいろいろ発想をしたり、調整をしたり、いろんなところに出向いていったりするにはいいんじゃないかなというふうに思っております。

せっかく御意見いただきましたから、もう一回また副町長、教育長、それと課長たちにも意見を聞いてみたいというふうに思いますが、少なくとも今申し上げたような考えと現状であるということはずいぶん御理解ください。

以上でございます。

○井上敏文議長

3番田村君。

○田村 康議員

町長の御意見は分かりましたが、はっきり言って課長さんたちがあそこに固まっておられるのに、2階におられるんですけども、答えがあんまり返ってこないんですよ。検討中が多いものですから。だから、そこら辺だったら、よっぽど課長代理に相談へ行っても、こ

れがまた鈍いけんが、やっぱり課長と話しせんばいかんみたいな格好になって、それで、電話差し上げるんですけれども、課長がいないことが多いもんやけんが、そこら辺でやっぱり町民の方が会いづらいということもあるんですよ。

だから、町長、三役は2階におられるならおられてもいいばつてんが、やっぱり課長さんたちを下げて、もう少し職員の方に課長のすばらしい頭脳で教えてもらいたいなというのを自分は持っているもんですから、よろしくをお願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今議会の冒頭で、1期目、2期目の総括めいたことを申し上げましたし、その延長で、これからの私なりのテーマを申し上げたと思います。1つに、やっぱり学校づくり、内政的にはですね。それと、町外との関わりでいけば、やはり新幹線ということをしかり町としても注視、また、コミットしていく必要があるということと、もう一つに、これから30年間耐え得る、そして今、民間企業の働き方とか、また、成果の求められ方が大きく変わっている中で、果たして役所がこのままでいいんだろうかという問題意識を持っていますし、実際、今は再任用とか、定年延長も入りましたし、また、会計年度任用職員という新たな身分も入りましたし、今議会にもお願いをしておりますけれども、当然、民間を見てではありますけれども、人事院勧告に従って給与のアップもお願いをさせていただくようになっていきます。

また、IT化も進む中で、本当に我々の役所、または公務員一人一人が、役場職員がどんな働きをせんばいかんかということ、風土と言いましたけれども、づくりをこれからしていく必要があるというふうに思っています。そういうチャンスを提供できればですね。

今回の先ほどの御質問については、私自身、真摯に受け止めさせていただきますが、何せ任期があと2月末までゆえ、そこまでは今の形で、逆にやってみて、いろいろ分かることもあるもんですから、もし次のチャンスがあるとすれば、その中で、それは単純に課長を下に戻すとかいうだけではなくて、もう少し大きな我々役場職員の働き方とか、また、組織全体の体制のことであるとかいうようなことの中でそれも整理をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○井上敏文議長

3番田村君。

○田村 康議員

今度、私もよく勉強して、また町長に質問させていただきたいと思いますし、私も20万人いる会社において佐賀県いっぱい回ったものですから、そこら辺で教育というですかね、下の人の教育だけは自信持ってやっていたものですから、そこら辺でお話をさせていただきました。

これで一般質問を終わります。

○井上敏文議長

3番田村康君の一般質問をこれで終わります。

午後から総括審議を行います。

昼食のため、しばらく休憩いたします。再開13時30分。

午前11時48分 休憩

午後1時30分 再開

○井上敏文議長

再開いたします。

議事日程により、総括審議、委員会付託となっておりますので、逐次、議案の審議に入ります。

日程第2 議案第46号

○井上敏文議長

日程第2．議案第46号 江北町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。8番西原君。

○西原好文議員

議案第46号ですけど、改正内容の中にですね、いつも私は思っているんですけど、これは県の人事委員会勧告を踏まえてのことでしょうけど、民間企業との格差を解消するためということで、この民間企業なんですけど、この民間企業という位置づけがどの程度の民間企業を基準にされているのか分かりますか。

これは国の人事院を基準と思うんですけど、県で言えば例えば、給料が高いところもあれば安いところもあるし、そこら辺でどの程度を基準とされているのか、分かればお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。小野総務政策課長代理。

○総務政策課長代理（小野政己）

西原議員の御質問にお答えいたします。

企業の規模につきましては、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の県内の民間事業所389事業所から無作為に148事業所を抽出し、4月分の給与月額等について実地検査を行っております。調査の完了につきましては、131事業所となっております。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

誤解なきように補足をしますと、調査をしたのは私たちではなくて佐賀県の人事委員会が調査をされて民間との格差是正を勧告されたものですから、それを我々は受けて準じているということです。そこは誤解なきようお願いいたします。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

了解ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかに。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第46号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第3 議案第47号

○井上敏文議長

日程第3．議案第47号 江北町印鑑条例及び江北町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。8番西原君。

○西原好文議員

議案第47号ですけど、改正理由の中で、最後のほうに電子証明書の移動端末設備というふうなことでスマートフォンへの搭載を可能となっております。この搭載の際に手続とかどういった段取りするのかというのは役場のほうで指導されるのか。何でこういうことを言うかという、マイナンバーカードを作るときには役場に来ていろんな手続を踏まえて作ったわけですけど、今マイナンバーカードを使ったいろんな犯罪だとか、いろんな全国を見れば汚点じゃないけど、出ておりますけど、搭載するときの手順はどういった指導の下でされるのか、分かればお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。吉原町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

西原議員の御質問にお答えします。

マイナンバーカードの電子証明書をスマートフォンに搭載する方法としましては、マイナポータルからの入力で個人様でもできますけれども、手続関係は周知も含めてですけれども、窓口に来ていただいた方につきましては、搭載ができるようにお知らせをしたいと思います。

以上です。

○井上敏文議長

8番西原君。

○西原好文議員

その手続はしますよというふうなのは広報か何かで出されるものなのか、お年寄りなんかは分かりにくい方もいらっしゃると思うので、もしあれやったら丁寧なやり方とすれば広報あたりで役場のほうに来られて、手続可能ですよというふうなお知らせをしたほうが普及にはつながるかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。吉原町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

再質問にお答えします。

まずもってですね、スマートフォンからですので、マイナポータルという専用のサイトからでも個人でも入力といいますか、搭載ができるような形にはなります。まだ具体的にこういった手続ですよというのが示されていないくて、具体的には12月末から開始可能ということ

になりますので、開始が可能になりましたら町民の皆様には広報等で周知はしっかりさせていただきたいと思えます。

以上です。

○井上敏文議長

よろしいですか。（「了解です」と呼ぶ者あり）ほかに。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第47号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第4 議案第48号

○井上敏文議長

日程第4．議案第48号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。6番土淵君。

○土淵茂勝議員

これは国の制度改革で行われる子育て支援の一環ですけれども、産前産後期間に係る国民健康保険税の減額ということで、幾つかお聞きいたします。

これは減額の対象、単胎妊娠の場合と多胎妊娠の場合で2つあります。1つお聞きしたいのはですね、この対象者がそれぞれ今何人おられるのか分かればお聞きしたいと思います。

もう一つはですね。これは国のほうの改定の中で行われるわけですので、この費用ですね、費用は国が全部払うのかどうか、そのことをお聞きしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。吉原町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

土淵議員の御質問にお答えします。

まず、1点目ですけれども、対象者が何人おられるかということですが、現時点で

母子手帳の発行状況で調べたところ、減税の対象である国民健康保険の出産被保険者は単胎妊娠の方で1名いらっしゃいます。多胎妊娠の方は今現在ゼロ人になっています。

次の2点目の御質問ですけど、減税した分の補填についての御質問だったかと思えます。

国保税を減税した分については、国2分の1、県4分の1、町4分の1の割合で減収補填されることになっております。

以上です。

○井上敏文議長

6番土渕君。

○土渕茂勝議員

少ないですね。というのは、国保に入っておられる方だけが対象として出ていると。これは国が変えるわけだから国が全額出すのが当たり前だと私は思います。

そうっていないので、町が4分の1というのは一般会計から入れるということですか、それとも、この国保会計の中で処理するということですかね。

○井上敏文議長

答弁を求めます。吉原町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

土渕議員の再質問にお答えします。

一般会計から国保会計のほうに繰り入れる形になります。

○井上敏文議長

6番土渕君。

○土渕茂勝議員

了解いたしました。

○井上敏文議長

7番池田君。

○池田和幸議員

同じ質問じゃないですけども、今回、今ゼロと1という話やったですけど、例えば、11月に出産した方、それから12月、今月出産の方に対しては来年の分からになると思えますけども、その辺の説明を少しお願いします。

○井上敏文議長

吉原町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

池田議員の御質問にお答えします。

分かりやすいように参考資料のほうを御覧いただけたらと思います。

参考資料ですけれども、例えば、11月ですね、先ほど申しました11月に出産御予定の方で単胎妊娠の場合はですけれども、対象となる期間は出産予定月が11月ですので、10月からですね、出産予定前月の1か月前、10月も対象になります。4か月といいますと10月、11月、12月、1月、この4か月になるんですけれども、国保税の減税の対象となるのが令和6年1月以降になりますので、この方、11月出産予定の方は1か月分の減額という形になります。

例えば、先ほど言いました10月ですね、対象者はいらっしゃいませんでしたけれども、10月の出産予定となりますと9月からですので、9、10、11、12という4か月になりますので、この方につきましては、減額の対象に逆にならないという計算になります。

以上です。

○井上敏文議長

7番池田君。

○池田和幸議員

分かりました。この説明書が何月とか書いていなかったもので、その辺は分かりました。

それともう一点ですけど、保険料を前納されている方に対してはどのような措置をされるのか、お願いします。

○井上敏文議長

吉原町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

池田議員の再質問にお答えします。

保険料を6月の時点で全期前納されている方につきましても、対象となる期間分の減額があった場合は、今後お支払いされる分の減額というよりも、あとは還付という形で、お返しするという形で対応いたします。

以上です。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ほかに。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第48号は常任委員会に付託されることに決しました。

日程第5 議案第49号

○井上敏文議長

日程第5．議案第49号 江北町下水道事業の設置等に関する条例を議題といたします。

質疑を求めます。8番西原君。

○西原好文議員

前もですね、この下水道事業についてもいずれ公営企業法というか、会計の方法が変わるということで説明会まであったんですけど、いよいよ来年当初予算から企業会計というふうなことで始まるわけです。

すみません、参考資料の(2)の中に4項目ほど上がっております。それで一番下の浄化槽設置についてなんですけど、浄化槽設置というのは基本、整備については町が関連しますが、設置後については個人の管理になると思うんですよね。ですから設置までの会計になるものなのか、その後の維持あたりで幾らか町が見たりするのも含まれるものなのか、そこら辺が分かればお願いいたします。

○井上敏文議長

大島基盤整備課長。

○基盤整備課長（大島浩二）

議員の質問にお答えいたします。

まず、(2)のところに記載してある各条例につきましては、今回の下水道事業の設置に関する条例を設置することに伴って改正が必要になっている条例がここに項目として上がっております。各項目とも下水道に関する区域、あとは下水道の処理人口、そういったものが入ってございましたので、その項目について、今回、下水道事業の設置条例のほうに新たに記載するようになっておりますので、その分を改正するということになっております。（「そ

の分の改正」と呼ぶ者あり) その分の改正になっております。

以上でございます。

○井上敏文議長

8番西原君。

○西原好文議員

いや、そしたら来年4月以降の計画としては企業会計に移すときで言えば、今設置されている分は浄化槽については含まれないことになるわけですかね。

○井上敏文議長

大島基盤整備課長。

○基盤整備課長（大島浩二）

再質問にお答えいたします。

この件につきまして市町村設置型の浄化槽の分の対応になりますので、その分については、これまでどおり維持管理を行っていくということになっております。（「分かりました。了解です」と呼ぶ者あり）

以上でございます。

○井上敏文議長

ほかに。7番池田君。

○池田和幸議員

今回の改正で減価償却の導入が可能というか、やるようになると思います。それに対して経営計画等の変更とかはあるのか。

それともう一つ、減価償却の導入によって施設の老朽化等が明らかにされるようになると思いますけれども、うちの町にとってですね、何かこれからやっていくことがあるのか、2つお願いします。

○井上敏文議長

大島基盤整備課長。

○基盤整備課長（大島浩二）

池田議員の質問にお答えいたします。

まず、今回の公営企業会計移行に伴いまして財務書類が新たに作成されます。その中でおっしゃられるように、下水道事業が保有している資産であったり、減価償却、また負債、

そういったものが明らかになります。そういうものを明らかにするために、今回、税務適用ということで、公営企業会計のほうに移行するわけですが、そこを今整理しております。全ての資産、減価償却、また老朽化、そういったものが明らかになりますので、来年度というよりも今後の経営方針の参考になる、また、そういったものを見て経営方針を明らかにするということになってまいります。そういった意味でも、今回、公営企業会計への移行というのは非常に重要なものじゃないかなと思っております。

また、説明のほうにも書いておりますけれども、今後の維持管理を行う上で大変貴重な財源となる交付金の要件ともなっておりますので、今回、設置条例を制定させていただいております。

以上でございます。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

御存じだと思いますけれども、今回、下水道事業の企業会計適用といいたいまいしょうか、地方公営企業法の一部適用ということについては、国の要請により今回実施をするところでありますが、実は人口規模によってその適用時期がずっと経過措置があつて、今回、最後の最後にもうこれ以上国は待たないということなものですから、さらに言うなら適用しなければこれからの交付金やらないというふうなことなものですから正直言うとやむを得ずというか、仕方なくというか、適用をさせることになったわけでありまして。させたからといってこれまでの事業そのものが変わるというふうには思っておりません。

というのも、御存じのとおり、それこそ上水道事業ぐらいであれば、ある意味事業性がある程度あつて場合によっては収益もというふうな、まさに企業的な活動になっているわけですが、御存じのとおり下水道そのものは町単独でやっておりますし、なかなか企業会計に移さんばいかんほどの事業性が今正直あるわけじゃないんですよ。ただ、国の要請から、そういうふうな適用を受けるということなんです。

というのが、資産は資産なんですけど、御存じのとおり普通に公共事業で国からの補助金とかもろろて造っていたものをわざわざ評価をして、今回資産ということで整理をするわけですが、なかなかですね、こういうやっぱり公共物への企業会計の適用みたいなことには、そういう意味では異論があるんですね。自分たちで普通、企業だったら投資して、そ

して、それで事業して収益を上げて、そして、それをまた投資に回すみたいな企業経営になっているわけですが、実際、交付金もろうたり補助金もろうたりもというのは一般会計からお金もろうたりして運営をしているということなものですから、さっき言うたごと、今回、国の要請で企業会計適用をさせはしますけれども、恐らく実際それが効いてくるのは大分後のことでないかなというふうに思います。

今回の条例改正で一番念頭に置いたのは、議会との関係の中で、今までは地方自治法に基づいて、要はいろんな予算も上げたり手続も取らせていただいておりますが、それが企業会計になった途端に議会の承認を受けなくするというふうなことになるように、逆に言うと、これまでとあまりなるべく変わらないように条例そのものには特別会計の設置の規定も設けましたので、ですから、何か大きく変わるというよりも、逆に今までと変わらないように条例そのものについては整備をさせていただいたというふうに理解いただいたほうがいいかなと思います。

○井上敏文議長

7番池田君。

○池田和幸議員

分かりました。あと実際起債というか、支払いですね、かなり40億円以上多分あるかなと思いますけれども、その辺の支払い関係については別に何も関係するところがないのか、最後に。

○井上敏文議長

大島基盤整備課長。

○基盤整備課長（大島浩二）

これまで同様会計については変わりありません。起債の償還についても同様でございます。以上でございます。

○井上敏文議長

ほかに。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第49号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第6 議案第50号

○井上敏文議長

日程第6. 議案第50号 江北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を求める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。8番西原君。

○西原好文議員

我が町の認定こども園の数と名前は公表できるんですかね、できればお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。坂元こども教育課長。

○こども教育課長(坂元弘睦)

西原議員の御質問にお答えしたいと思います。

我が町の認定こども園については、私立の永林寺保育園、それと、ひとのね保育園となっております。

以上であります。

○井上敏文議長

よろしいですか。(「よかです」と呼ぶ者あり)ほかに。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第50号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第7 議案第51号

○井上敏文議長

日程第7. 議案第51号 令和5年度江北町一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

質疑を求めます。9番田中君。

○田中宏之議員

そしたらですよ、補正予算(第6号)、事項別明細書の6ページの繰入金、基金繰入金ですね、ふるさと応援基金繰入金となっておりますけど、この説明をお願いします。

○井上敏文議長

ただいまの質問に対して答弁を求めます。小野総務政策課長代理。

○総務政策課長代理(小野政己)

田中議員の御質問にお答えします。

ふるさと応援基金の繰入金につきましては、29ページになりますけれども、今回、農政系のほうの新規就農支援事業費補助金のほうに充当することとさせていただいております。

以上になります。

○井上敏文議長

9番田中君。

○田中宏之議員

新規就農支援事業に充当するための繰入金ですね。これはそういうことね。ふるさと納税とは関係ないということですかね。

○井上敏文議長

小野総務政策課長代理。

○総務政策課長代理(小野政己)

再質問にお答えします。

ふるさと納税寄附金の積立金額の中からということになります。

○井上敏文議長

9番田中君。

○田中宏之議員

せっかく、そしたら、ふるさと納税の話が出ましたので、ちょっとここで関連ですけど、いいですか。

○井上敏文議長

はい。

○田中宏之議員

今年10月に制度改正がありました、それに伴って9月はいろいろ駆け込みの寄附も来たと思います。

9月議会やったですかね、課長のほうから今年度の寄附額については変更なしで予定どおり来るというような答弁があったと思います。

現在ですよ、あと今年も20日足らずですね、進捗状況というか、どういう状況かお知らせできますか。

○井上敏文議長

宮本地域振興課長。

○地域振興課長（宮本大樹）

田中議員の質問にお答えします。

11月末現在のふるさと納税の寄附金状況でありますけれども、約5億2,000万円収入をいたしております。

12月に入りまして、10日までにつきましては5,000万円程度収入があっておりますので、現在、進捗といたしましては5億7,000万円収入があっておるということでございます。

○井上敏文議長

9番田中君。

○田中宏之議員

そしたら、12億円やったですかね、今年の。今から年度末において駆け込みはあると思いますけど、なかなか目標達成はちょっと厳しいような気がしますけど、それは仕方ないと思います。

ところで、先日の佐賀新聞やったですかね、皆様も御存じだと思いますけど、上峰町やったですね。上峰はずっと牛肉からマスカットから今度は米やったですけどね。米が上峰で生産されている16倍を産地の返礼品として提供しているということで新聞に載って問題なっていますけど。私が心配しているのが我が町も前に聞いたとき返礼品でやっぱり米とか牛肉のほう結構人気があるということを知っていましたね。我が町も江北町に本社がなくて営業所になるか分かりませんが、よその町からそういうふうにして提供をしてもらったことがあると思います。

そういったところで、上峰町のような問題が起きると大変迷惑しちゃう困ると思います。書き込みなんか新聞に載っていましたが、何か九州のお米は超まずいとかね、虫がいっぱい入っていたとか、くずばかりやったとか、これでお米が嫌いになったとか、そういうことが書いてありましたね。ああいうことがやっぱり一般に広報されると農業者にとっても大変悲しいことですので、その辺を担当課としてちゃんと指導というか、しておられるか、その辺をお願いします。江北町ではそういうことはないと思いますけど。

○井上敏文議長

宮本地域振興課長。

○地域振興課長（宮本大樹）

田中議員の御質問にお答えしたいと思います。

江北町で米の取扱い業者ということで、実は町外の米問屋さんというか、そういったところのふるさと納税の事業者として参加をいただいております。一応毎月、ふるさと納税の寄附者の方のお声ということで、レビュー等を確認しておりますけれども、内容については、非常にポジティブなというか、おいしかったとか、そういった声が大多数でございます。一部ですね、ふるさと納税の利用者の声として、ちょっと厳しい意見をいただくのは、大体、発送対応の悪さであるとか、きちんと思っていたときに届かなかったとか、そういった食味とか、商品以外の部分に求めるものが現在のところは多いという状況でございますので、江北町のふるさと納税商品としては、非常に評価をいただいていると思います、米についてはということです。

以上です。

○井上敏文議長

9番田中君。

○田中宏之議員

そういう不祥事が起きた場合にね、町の担当者が知らなかったとかね、納入業者に任せていたとか、そういうことがよく言われていますもんね。ですから、担当課として納入業者のところをたまには足を運んでどういうふうにしていますかとか、特に先ほど言われましたように、よその町の納入業者と今言われましたから、そういったところまでもしっかりと目を配ってしてもらいたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

まず、ふるさと納税の今年度の推移でありますけれども、御指摘がありましたとおり当初の目的、目標は厳しいかもしれないと思わないではありませんが、少し分析してみますとですね、10月から制度改正がありましたものですから御指摘のありましたやっぱり駆け込み寄附というのが9月は物すごかったんですよ。逆に言うと、そこを見ると昨年度よりも当然多かったです。大体ざっくりいくと1億3,000万円ぐらい多かったと思います。

ただ、やっぱりその影響で今度10月、11月が駆け込みされている分落ち込んでいたんですね、それが1億2,000万円ぐらいだったので、9月分の駆け込みは10、11月でとんとんかなというふうに思っています。

御存じのとおり、これから年末にかけて当然寄附は増えてくるものですから最後まで分からないかなと、これからが本番の時期になるものだからとは思っていますけれども、ただ、昨年度がそれで何とか本当に最後はお祈りするようにして10億円何とか達成したわけですが、それからいきますと今回、商工会も頑張らせていただいているとはいえ2億円目標をプラスしていますからね、そこはもしかすると厳しいかもしれないとは思っていますが、今だからこそ打てる手は打たんばいかんということで担当課には指示をしておるところです。それが1つ。

それと、先ほど御紹介のありました同じ県内自治体のふるさと納税の返礼品に係るいろんな報道等がなされています。シャインマスカット、それから佐賀牛、それとお米ということで、御存じのとおり上峰町さんですけど、上峰町は我々江北町よりもさらに10倍の100億円を稼いでおられるんですよ。どうも拝見をしているとやっぱり我々の町とは少し考え方が違うなど。先ほど一部というか、町外の事業者にも協力はしてもらっていますけれども、江北町は最初から言ったように、基本的には町内の事業者さんと一緒にやっていくということですから、当然、おのずとある意味やっぱり供給量にも限界があるわけですよ。だって、上峰町なんて人口は同じぐらいなのに、うちの10倍稼げるほどのものが普通はないわけですよ。ですから、恐らくそういう一定のハイリスク、ハイリターンといいたいまいしょうか、そんなことをもしかすると考えてやられていたんじゃないかなというふうに思います。

それはそれぞれの町の考え方もあるんだろうと思いますからこれ以上は言いませんけれども、ただ、やっぱり今回のようなことがあれば町の信頼を著しく傷つけることになりましてし、

町の農産物の信頼も著しく傷つけることになるというふうに思っておりますので、我が町で同じようなことはあっちゃいけないというふうに思います。

さっき担当課長言いましたけれども、これを機に、特にこれから年末に向かうもんですからもう一度返礼品の事業者、それと、その関係の事業者にはそうした適正な取扱いということを確認させたいというふうに思います。

江北町は、そういう意味でもきちんとやっていますということが逆に評価をいただくような体制で年末まで迎えたいというふうに思っております。

以上でございます。

○井上敏文議長

ほかに。8番西原君。

○西原好文議員

事項別明細でいいますと13ページですけど、事業説明でいいますと2ページ、3ページでお伺いいたします。

まず、障害児通所支援給付費のところでは令和4年度から令和5年度に対して人数的に増えたので、見込み増だったというふうなことで説明だったと思います。どの程度利用者が増えたのか、ここに載っております。その中で、物すごく増えたというのが放課後デイサービスですよね、この放課後等デイサービスというとの内容等が分かればお願いいたします。

それと、3ページのいろんな補装具等が載っております、車椅子から何から。この4つ載っておりますけど、単価あたりが分かればその単価をお願いいたします。

それともう一点お聞きします。これは教育委員会なんですけど、事項別明細の37ページ、小学校の教育振興費の中で教師用の教科書となっております。我が町で今度、本を購入されるわけですよね。学校の先生というのは買ってもらった資料については落書きも何もしないのか、何でかというたらこれを町が買うとなれば学校に置いておく、次の学校に行くときには持ち出ししないわけですか、そこら辺が分かればお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。一ノ瀬健康福祉課長。

○健康福祉課長（一ノ瀬和義）

西原議員の質問にお答えします。

まず、障害児通所支援事業におきましてですけど、この放課後等デイサービスにおいては

放課後に預かる施設になります。町内の利用者が施設としては町内、町外の施設を利用されておりますが、その利用数、希望者が多いということ。ただ、希望が幾ら多くても受け入れる施設のほうの体制もありますので、なかなか希望されて行けるところばかりではなくて、利用日数等についても制限があります。それで、今年度もともと2か所町内に施設がありましたが、8月からまた1か所施設が開所したことで、利用できる回数も増えたということから利用の件数が増えているというふうになっております。

それと、障害者の補装具分ですけれども、例えば、座位保持装置等が金額的には50万円とか60万円とか、障害者の方を一応採寸して、その方に合ったオーダーメイドの保持装置になりますので、結構金額的には高いというふうになっております。

以上です。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

今、放課後等デイサービスについて課長から説明がありましたけど、今日午前中の一般質問とも関係すると思うんですけどね、やっぱりかつては我が町も数年前までは保育所で待機児童が出るというように共働き世帯が多くなって保育所の入所申込みが、特に幼児教育の無償化がそれにさらに拍車をかけたわけですけれども、何とか待機児童ゼロは実現することができました。

ただ、当然、今度その子供たちが小学校に上がるわけですよ。そうすると、今度は小学校のときには放課後児童クラブがやっぱり同じようなことになるわけですよ。御存じのとおりネイブルの部屋を借りたりいろいろして、結局、それをカバーしたということですけども、この放課後デイサービスは障害のある子供たちなどを今度は放課後に要は預かる施設ということで、やはり一定のニーズがあるんですけど、なかなかその施設が近隣に、町内も含めてなかったということなんですけど、幸い現在、バリエンタとレッツゴーという2つの施設に加えて、今年途中からしーどという3か所目の施設が開設をされたものですから、当然、その開設を待つぐらいのニーズがあるからですね、今回それだけ利用者が増えたということだそうです。

それで、やっぱりそれぞれの施設にも特徴があるものですから同じところずっと毎日通うということでは逆になくて、月曜日はあそこでこういう体験する、火曜日はあそこで体験

をするというふうな利用のされ方をしているそうで、そこは少し、いわゆる放課後児童クラブとはちょっと違うんですけれども、まだやはりそういうニーズというのがあるようで、施設ができたことによって増えているということでもあります。

以上でございます。

○井上敏文議長

もう一つ。吉田教育長。

○教育長（吉田 功）

西原議員の御質問にお答えをいたします。

今回、購入予定の指導書等、これは6年から9年までの4年間に利用するものでございます。配布されている来年度の例えば、担当者の人が大体、各学年3クラスありますし、それと特別支援とか、そういうところを回し回しでちょっとできないもんですから複数5つぐらいのものを持っているものです。ただし、例えば、3年生を担当して、次、自分が4年生になったときには3年生の新しい指導される先生にお渡しになるので、まず自分のものとして記入をする、落書きをするとか、そういうメモをするとかというのはありません。よそに持っていくということもありませんということで御理解いただければと思います。

以上です。

○井上敏文議長

8番西原君。

○西原好文議員

再度、今、町長が後ろを向いて聞かれていたので、バリエンタ、レッツゴー、しーど、これは3つとも町内の施設でよろしいですか。はい、分かりました。（「もちろん町外にも通われたりしています。町内には3つあります」と呼ぶ者あり）了解です。

○井上敏文議長

よろしいですね。7番池田君。

○池田和幸議員

事業説明のタブレットでは6ページですけど、紙では4ページとなっています。

さかの稼げる水田農業推進事業について質問したいと思います。

この表の中に低コスト・高品質化条件整備ということで書いてあります。まず、その補助率がこれには県3分の1、町10分の1となっていますけれども、県のホームページを見ます

と、県3分の1以内、市町10分の1以上となっています。ということは、うちの町は今回自己資金がかなり大きいですね、当然。そういう場合に県のホームページのほうでやるともう少し町のほうから出せるんじゃないのかなと思いましたので、その辺を1点聞きたいと思っています。

もう一点が上のほうの説明、事業概要で、5団体で実施予定と書いてあります。その真下に、2団体において今回こういう補助がつきますけど、残りの3団体はどうなるのか、お願いしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。宮本地域振興課長。

○地域振興課長（宮本大樹）

池田議員の御質問にお答えしたいと思います。

さがの稼げる農業推進事業補助率についての質問でございますけれども、県3分の1以内、町10分の1以上ということで、確かにそのとおりでございます。一応、県の立てつけ上は町10分の1以上出すことも可能ではございます。自己資金の部分につきましては、両集落営農法人とも貯金であったりとか融資を活用されるとか、そういったことで調達をされるというふうに聞いております。

それと、前倒しで今回、2法人補正をさせていただいているんですけど、残りの3法人につきましては、令和6年度の当初予算に計上見込みであります。

以上でございます。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

最近、国とか県の補助率の書き方に以内ということをよく書かれるようになったんですよ。これは何かと思うと、もしかするといろいろ国の予算でよく言われていますね、例えば、防衛関係の何とか。なので、3分の1出せないかもしれないよというメッセージなんだろうなというふうに捉えています。そのときにですね、この3分の1以内と町の10分の1以上というのは、結局、補助事業者になるべく迷惑かからんごと、もし国とか県とかが3分の1出しきらんやったときは、その分は町のほうが10分の1超えてでも出してくれんねということなんじゃないかなというふうに理解をしていますので、今10分の1以上のところだけ見てで

すよ、町はもっと出すやろうもんと、もともと3分の1、10分の1ということがここ一、二年だと思えます。こういう書き方をよくされるんですよ。だから、そう書くとそういうことになるので、3分の1、10分の1という書き方をさせてもらっているんですけど、幸い県は3分の1出るということなので、うちも10分の1でやらせていただくというふうに御理解いただいたほうがいいかなと。

それと、もともと今回の分も含めて令和6年度の予定だったんですよ。ところが、それこそ国のほうでというか、県のほうかな、予算が余ったというか、できたので、町にも照会が来て、それならば来年度予定のところを少しでも前倒しできないかということで、2事業を上げさせてもらいました。この2事業を上げたのは早く導入すれば来期から使えるものを2つ選ばせていただいて、残りの3つについても御理解はいただいて、この2つはちょっと先にやらしてもらいますという調整までした上での今回2か所だというふうに御理解いただければと思います。

○井上敏文議長

7番池田君。

○池田和幸議員

分かりました。ただ、気持ちですね、10分の1以上出してもらいたいなという気持ちがありましたので、それは無理ですかね、今の町長の言い方やったら。

それとあと、例えば、今言われたとおり、令和6年度の予算で次の3事業者にということでもありますけれども、その分プラスでほかの事業者に回すというか、予算を充てるというふうなことはないわけですね、今回は。ほかの事業者の希望があった場合に、5事業者で今回2事業者が令和5年度の予算に組み入れてもらったので、令和6年度予算に残りのもしそういうところがあったら入れてもらえるのかなと。

○井上敏文議長

宮本地域振興課長。

○地域振興課長（宮本大樹）

池田議員の御質問にお答えします。

今回の事業につきましては、今年度の下期の段階で要望を取って5団体上がってきたので、5団体をまず令和6年度の予算に組み込むつもりで、そういう要望を取りました。ですので、また来年の段階の折に、こういった事業の御紹介をして要望が上がってきたら、仮に令和6

年度の入札残とかがあればまた前倒しということで県から言ってくると思いますので、そういった対応で行っていきたいと思います。

以上でございます。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

8番西原君。

○西原好文議員

21ページで、1つだけ伺いたします。

扶助費の中の3 子ども・小中学生医療費の子どもの医療費助成金623万7千円と、小・中学生医療費助成金が133万9千円というのが上がっております。医療費が結構上がっているんですけど、この内訳というか、どういったのが増えたのか分かればお願いいたします。

○井上敏文議長

一ノ瀬健康福祉課長。

○健康福祉課長（一ノ瀬和義）

子どもの医療費等の助成については、令和5年3月と7月に医療費が増大しております。3月においてはですね、まだインフルエンザが流行途中と、まだ収束まで行ってないというところであります。7月においてはコロナ関係で患者数が増えたという形になっております。コロナだけではなくてほかの咽頭熱であったり、そういう熱性のものが増えたことで、受診者数が増えたことで医療費が足らなくなっているというふうな状態であります。

○井上敏文議長

よろしいですか。（「よろしいです」と呼ぶ者あり）9番田中君。

○田中宏之議員

先ほど池田議員が申していましたとおり、私もそう思っています。

町10分の1以上ですね、これは県3分の1補助があったら町は10分の1しかしたらいけないとか、そういう規定はないわけですよ、10分の1以上いいんですよ。そしたら、やっぱり今、池田議員も言うように自己資本も結構増えていますし、ずっと私も申しているとおり、最近大変ね、農業者は資材費等も高騰して苦勞しています。10分の1以上とかなってあればできるだけ町のほうで負担はできないかなと思います。

先ほどのふるさと納税の返礼品じゃないですけど、それも結構農業関係の返礼品が多いですもんね。そういった意味からも、ある程度できるだけ町のほうで支援をしてもらいたいと

思います。

それともう一点、集落営農法人への支援対象がね、それから集落営農組織、もう集落ですよ。最近、こう見よったら町には集落じゃなくしても個人担い手もいらっしやいます。それから農業法人の方もいらっしやいます。その方たちの声がよく聞こえるのが、最近はほとんど集落ばかりに支援が偏っているみたいということをよく聞きます。ですから、県のほうにも、そういった声が上がっているというのをぜひ声を大にして伝えてもらいたいと思います。

以上です。

○井上敏文議長

答弁は。（「10分の1以上」と呼ぶ者あり）答弁求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

気持ちの表し方というのはいろいろありまして、これが10分の1以上だからこれは10分の1以上にすることだけが農業を大切にしている気持ちを表すかなと思ったり、というのはほかの制度との均衡を図らねばいかんもんですから、10分の1以上と書いてあつせんがここはもう一声という感じではなかなか予算とならないもんだからですね。だから、気持ちは十分受け止めさせていただきますが、当然これまでの経過も含めてぜひここは御容赦いただきたいと思います。

それともう一つ、先ほどの件はもともと、今回も一般質問で少し言いましたけれども、顔を出す、声を出す、知恵を出すということで、お約束をさせていただいて8年間やらせていただいていたから、改めてぜひ耳を傾け、3つの出すを実践していきたいと思います。

以上でございます。

○井上敏文議長

よろしいですか。ほかに。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第51号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第8 議案第52号

○井上敏文議長

日程第8. 議案第52号 令和5年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を求めます。8番西原君。

○西原好文議員

事項別明細の7ページでお伺いいたします。

システム導入委託料が1,555万4千円上がっておりますけど、これは広域への負担金になるのでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○井上敏文議長

一ノ瀬健康福祉課長。

○健康福祉課長（一ノ瀬和義）

西原議員の質問にお答えします。

今年度においては各市町で契約をとというふうになっておりますので、委託料として計上させていただきます。

○井上敏文議長

8番西原君。

○西原好文議員

そのシステム導入を町独自で契約をしてくださいということですか。いや、今まできちんと広域でシステムなんかは導入されていたと思うんですけど、そこら辺のやっぱり今までにない、大体何年に1回とか町でシステム導入の委託は広域のほうでされるとですか、そこら辺が分かればお願ひいたします。

○井上敏文議長

一ノ瀬健康福祉課長。

○健康福祉課長（一ノ瀬和義）

今回のシステムについては、国保事務処理システムということで、国の厚労省のほう平成27年から主体となり事務処理を標準化するためのシステムを開発されたものであります。この後、令和3年9月に、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律ということで、

この標準化をする必要があるというふうなことで、令和7年度までに標準化へ変更する必要があります。

現在は広域圏において事務処理をしております、そこに負担金等をお支払いしておりますが、今年度分の予算計上において広域圏のほうから各市町で予算を計上してくださいというふうなことがあったものですから、今回委託料として計上させていただいております。

以上です。（「了解しました」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかにありませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第52号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第9 議案第53号

○井上敏文議長

日程第9．議案第53号 令和5年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を求めます。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第53号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第10 議案第54号

○井上敏文議長

日程第10. 議案第54号 令和5年度江北町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

質疑を求めます。8番西原君。

○西原好文議員

5ページの一般会計繰入金が3会計ともマイナスになっておりますけど、この説明をお願いいたします。

○井上敏文議長

大島基盤整備課長。

○基盤整備課長(大島浩二)

西原議員の質問にお答えいたします。

さきの9月議会のほうで決算が認定されました。決算認定に伴いまして下水道事業の繰越金が確定いたしております。その繰越金を財源として今回充当しているものですから、その分、一般会計の繰入金のほうを減額しているという状況でございます。

以上でございます。(「すみません、分かりました」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

ほかに。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第54号は常任委員会に付託することに決しました。

しばらく休憩いたします。再開14時40分。

なお、各常任委員長は議長室へお集まりください。

午後2時31分 休憩

午後2時40分 再開

○井上敏文議長

再開いたします。

休憩中に各常任委員会に付託する分の案が決まりましたので、局長より報告させます。武富局長。

○議会事務局長（武富和隆）

それでは、今期定例会、各常任委員会への付託議件の案について報告いたします。

令和5年12月定例会議会委員会付託議件（案）

○総務常任委員会付託分

議案第46号 議案第47号 議案第48号 議案第50号

議案第51号 歳入全部 歳出のうち 款1 議会費 款2 総務費のうち総務政策課所管及び町民生活課所管 款3 民生費のうち町民生活課所管及び子ども教育課所管 款4 衛生費のうち町民生活課所管 款9 消防費 款10 教育費

○産業厚生常任委員会付託分

議案第49号

議案第51号 歳出のうち 款2 総務費のうち健康福祉課所管及び地域振興課所管 款3 民生費のうち健康福祉課所管 款4 衛生費のうち健康福祉課所管及び基盤整備課所管 款6 農林水産業費 款7 商工費 款8 土木費

議案第52号 議案第53号 議案第54号

以上でございます。

○井上敏文議長

以上のとおり各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、以上のとおり付託することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時42分 散会